

ドーハ閣僚会議及び新ラウンドに備えての米国の対応1

| | | |
|------|--|----|
| I. | はじめに | 1 |
| II. | 米国産業の見解 | 4 |
| A. | 農業及びサービス交渉に関する WTO の合意済み議題 | 4 |
| B. | 鉱工業品の市場アクセス..... | 7 |
| C. | 現行の協定及び作業計画..... | 8 |
| D. | 開発及び関連する問題 | 13 |
| E. | 組織問題・制度改革..... | 14 |
| F. | シンガポール作業計画：投資、競争、政府調達における透明性、貿易円滑化 14 | |
| G. | 電子商取引 | 16 |
| H. | その他の課題..... | 18 |
| I. | 新ラウンドの立ち上げ及び交渉スケジュール..... | 21 |
| J. | 産業界の意見：まとめとして..... | 21 |
| III. | 米国の通商チーム：WTO と地域貿易協定 | 26 |
| A. | ブッシュ政権の通商政策チーム..... | 26 |
| B. | 通商立法課題..... | 27 |
| C. | WTO 交渉に向けたポジション | 31 |
| D. | 地域貿易アプローチ | 33 |
| E. | 二国間自由貿易協定..... | 40 |
| IV. | 米国政府及び議会の優先事項、並びに WTO 交渉に向けたアプローチ | 44 |
| F. | 貿易促進権限(TPA)..... | 45 |
| G. | 米国の貿易立法課題..... | 45 |
| H. | 共和党の上院支配喪失：TPA への脅威となるか？ | 48 |
| I. | 鉄鋼の 201 条セーフガード：細心の注意を要する戦略..... | 49 |
| J. | 新民主党：代わり映えのない価値基準?..... | 50 |
| K. | 包括通商法案アプローチ..... | 50 |
| V. | 米国の WTO 交渉提案及び戦略..... | 52 |
| A. | 米国の分野別ポジション..... | 52 |
| B. | 新ラウンドに向けた米国の立場..... | 58 |
| C. | 新ラウンドに向けた EU の立場 | 59 |
| D. | 新ラウンドに向けた日本の立場..... | 61 |
| E. | 新ラウンドに向けた途上国の立場..... | 61 |
| VI. | 新ラウンド立ち上げの見通し | 63 |
| A. | 市場アクセス..... | 65 |
| B. | アンチダンピング規則 | 65 |
| C. | 環境 | 66 |

| | | |
|--|------------------|----|
| D. | 競争政策 | 67 |
| E. | 投資ルール | 68 |
| F. | 政府調達における透明性..... | 69 |
| G. | 貿易円滑化 | 69 |
| ANNEX I :ドーハ閣僚会議に向けた米国産業の見解 (USTR パブリックコメント) | | 70 |

ドーハ閣僚会議及び新ラウンドに備えての米国の対応

日本機械輸出組合
海外市場・投資グループ

I. はじめに

1999年12月、シアトルで開催されたWTO閣僚会議（シアトル閣僚会議）で新たな貿易自由化交渉の立ち上げに失敗して以降、WTO加盟各国は農業及びサービスに関する交渉に従事し、ウルグアイラウンドの約束の実施に係る未解決の問題に取り組んできた。最近では、WTO加盟各国は、2001年11月9～13日にカタールのドーハで開催予定の第四回閣僚会議（ドーハ閣僚会議）での新ラウンド開始の可能性に向けて準備を始めている。ドーハでの新ラウンド開始の見通しは不確実なままであるが、米国など主要国は新ラウンドの立ち上げの可能性に向けて積極的に準備を進めている。

USTRに寄せられたコメント：ラウンドへの支持は強固；強硬な反対意見も

準備プロセスの間、米国の産業界は、新ラウンドに向けた自らの目的を主張することに積極的な役割を果たしてきた。WTO交渉の主管官庁である米国通商代表部(USTR)は、パブリックコメントを要請する通達を行った。USTRは、コメント提出期限の2001年5月10日までに、企業、産業団体及びその他の利害団体からWTO交渉に対する自らの優先事項に関するパブリックコメントを受け取った（Annex IのUSTRパブリックコメントを参照）。米国産業界の大多数は、新ラウンドを、特に物品及びサービスの市場アクセスを拡大するものとして、支持している。一方で、労働、環境並びに消費者グループを含む米国の有力団体が新ラウンドに反対しており、WTOの貿易自由化に懐疑的な見方をしている。

ブッシュ政権の考え：通商政策課題及び新ラウンドへの支持獲得に向けた戦略

これまでのところ、ブッシュ政権、中でもゼーリック USTR 代表は、新ラウンド立ち上げへの支持を表明しているが、そのポジションに関して具体的な細部は殆ど確定していない。USTR 及びその他の政府機関は、国内的には意見の摺合わせの最中にあり、対外的には貿易相手国の新ラウンドへの支持を見定めているところである。

米国議会からも新ラウンドへの支持を得なければならないが、5月末に共和党が上院における支配力を失った結果、通商問題について意見が前にも増して分裂してくる可能性がある。一部の有力議員は、もし新ラウンドがADのようなセンシティブな問題を対象にするのであれば、その立ち上げに反対するとの立場を明らかにしている。更に、民主党の主

要議員の何人かは、労働及び環境基準を考慮するべく WTO 規則を明確化することを支持している。

国内において新ラウンドへの支持を獲得し、一方で貿易相手国を納得させるため、ブッシュ政権の戦略の中核にあるのが貿易促進権限(Trade Promotion Authority, TPA; かつてのファーストトラック)の復活である。TPA は 1994 年に期限切れとなっており、この復活は新たな多角的貿易協定の締結には不可欠である。また、ブッシュ政権は、TPA を獲得することによって、自由貿易協定、とりわけ米州自由貿易地域(Free Trade Area of the Americas, FTAA)やシンガポール及びチリの二国間自由貿易協定などを推し進めようとしている。

多角主義 vs. 地域主義：2つの共存が必要

シアトル閣僚会議の失敗によって、世界全域に渡って自由貿易協定(Free Trade Agreements, FTAs)や地域貿易協定(Regional Trade Agreements, RTAs)に向けた活動の再現を見ることとなった。1994 年の北米自由貿易協定(North America Free Trade Agreement, NAFTA)の締結以来、米国は地域貿易協定に新たな関心を示しており、昨今はラテンアメリカやアジアの貿易相手国との自由貿易協定やより広い地域を包含する FTAA を追求している。

興味深いことに、伝統的に地域貿易協定に懐疑的であった日本や韓国でさえも、今では貿易相手国との自由貿易協定を積極的に検討している。

地域貿易協定を、二国間或いは複数国間ベースで当事国が貿易・投資の自由化を加速・深化させ、さらには知的財産権保護や社会的な諸目標のような問題を含むより広い課題に取り組むことを可能にするものと見なして、貿易自由化に向けた地域的アプローチに多くの国が関心を寄せている。しかし、地域貿易協定は、その定義からして協定当事国には特惠を供与するが、それ以外の国にはそうでないという差別的な協定である。従って、地域貿易協定の拡散が貿易創出効果よりも貿易転換効果をより多くもたらし、結果として多角的貿易システムの土台を崩すことになるのではと気を揉む国も多数ある。

新ラウンドの開始の遅れは、地域主義を助長するだけであり、ラウンドの不在が一層差別的な地域貿易ブロックの形成へと向かわせることもあるかもしれない。とはいえ、多角主義と地域主義は、双方の目標が同時並行的に追求され、且つ全ての国境における自由化の実現の目的をもって追求される限り、共存可能と思われる。

WTO 閣僚会議に向けての準備：ドーハでのラウンド立ち上げは不透明のまま

ミシガン大学による最近の研究では、新ラウンドによる障壁の低下を約 6,130 億ドルと見積もっているが、これは世界経済にカナダ規模の経済圏が加わるのと同様の効果となる。新ラウンドに向けた経済的な正当化は明確であるが、政治的決断は、先進国並びに途上国においても同様に不確定のままである。

ドーハ閣僚会議に向けた準備の初期段階にある現時点において、日本や EU を含む新ラウンドの最も熱心な擁護者は、交渉議題の範囲について他の主要 WTO 加盟国との意見の相違に橋渡しをするに至っていない。特に途上国は、日本や EU が提案している環境及び衛生基準、農業における除外、競争及び投資を包含する幅広い議題よりも、限定的な範囲での交渉議題を支持している。また、米国も幅広い議題に対する疑念を表明しているが、自らの交渉目標の詳細を十分に明らかにしていない。

更に、米国、EU 及び日本等の主要国の間で、農業支援や貿易救済法などシアトル閣僚会議を頓挫させた多くの重要な問題点がまだ解決されていない。米国はこれまでと同様に AD 協定の交渉に難色を示しており、EU と日本は農業協定の全般的な見直しに抵抗する姿勢を変えていない。これに加え、評者によっては、現行ウルグアイラウンド協定の実施の困難性、及び交渉過程への不十分な参加に不満を持つ多数の途上国と先進国間の南北分裂が再び表面化してきていると指摘する向きもある。

WTO 加盟各国は、バカンス前の 7 月中に議題に合意しようとジュネーブでの準備会合に余念がない。ドーハで新ラウンドを立ち上げるためには、交渉議題の対象について各国が高い柔軟性を示す必要がある。

II. 米国産業の見解

2001年11月9-13日にカタールのドーハで開催されるWTO閣僚会議に備えて、USTRは新ラウンドの立ち上げを支持すべきか否かを含め、閣僚会議に向けた米国の目標に関するパブリックコメントを要請した。産業団体、多国籍企業、NGO及びその他の利害関係者より多数のコメントが寄せられた。

以下のカテゴリーに関して、コメント提出者が表明した主要な関心事項に焦点を当てる。

- 農業及びサービス交渉に関するWTOウルグアイランドの「合意済み議題」
- 鉱工業品（農業協定対象品以外の品目）の市場アクセス
- 現行諸協定及び作業計画
- 開発及び関連する諸問題
- 組織・制度上の諸問題
- シンガポール作業計画の諸課題
- その他

この報告書で取り上げる米国産業の大多数は、貿易自由化とドーハでの新ラウンドの立ち上げを支持している。ただし、交渉議題の範囲の問題に関して意見の相違がある。

コメント提出者が、交渉することを提案した主要課題分野には、鉱工業品の市場アクセス、サービス、政府調達、電子商取引、貿易と投資、貿易円滑化、途上国への技術支援が含まれる。

WTOルールに関しては、ウルグアイラウンド協定、特に知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)の実施の欠如、市場アクセスを妨げる非関税障壁、並びに透明性の欠如などが引き続き関心を呼んでいる。産業界の多数は、米国は、TRIPs協定、AD協定或いは補助金協定などの現行協定の再交渉に道を開くべきでないという意見で固まっている。ただ、少数派ではあるが、ADや補助金協定の議論を新ラウンド立ち上げの不可欠な要素と見る意見もある。

労働及び環境基準については、多角的貿易システムがそのような保護を執行するための適当なフォーラムであるか否かについてコメント提出者の意見は割れている。一般的に、労働及び環境基準の保護への支持を表明したコメント提出者の大部分は、新ラウンドで本件を交渉すべきでないとの立場である。

A. 農業及びサービス交渉に関するWTOの合意済み議題

サービスの貿易に関する一般協定(GATS)の19条及び農業に関する協定の20条は、それぞれの協定について、2000年1月までに加盟国政府による交渉に入ることを義務付け

ていた。現在この2つの義務付けられた交渉が進行中である。多くの加盟国(特に途上国)は、農業及びサービス自由化交渉の均衡を求めており、この結果2001年3月の現状成果評価(stock-taking)会議で交渉指針と原則が採択することとなった。しかし、農業及びサービス貿易の自由化達成における真の進展は新ラウンドの立ち上げに依存していることは衆目の一致するところである。

1. サービスの貿易に関する一般協定(GATS)

GATSは、サービスの国際取引を律する最初の多角的且つ法的強制力を持つ一連の規則を提供。GATSにより、加盟国は、自らの市場へのアクセスを与える一般的及び特定の約束を行っている。

米国における主導的なサービス産業の擁護団体である米国サービス産業連盟(Coalition of Service Industries, CSI)は、全ての分野及び供給モードを網羅する市場アクセスと内国民待遇に関するGATS交渉を支持している。CSIは以前にも、加盟企業を代表して目標に関する詳細なリストを提出していたが、今回のコメントでは、B2B及びB2C取引に関する電子商取引のバリューチェーンで最も重要となる補完的(complementary)サービスを対象とすることに焦点を当てている。

米国国際ビジネス評議会(US Council for International Business, USCIB)は、実質的な市場アクセス交渉の開始を強く迫っている。また、全ての供給モードにおける市場アクセスの最大限の自由化、外国市場において米国企業が過半数の所有権をもって事業を設立する権利と内国民待遇を受ける権利に関する規定、規制改革の促進、そしてエキスプレス・デリバリー、エネルギー、並びに広告サービスのような分野により多くの関心を向けること、に対する支持を表明している。

BSA(Business Software Alliance)は、GATSをアップデートして、新たに開発された製品及びサービスを取り込めるようにその義務の範囲を拡張する必要があると主張。BSAは、電子商取引サービスの諸問題に関して、NAFTA流の「トップダウン」方式を取るよう提案している。NAFTAは、サービス分野における義務を、協定締結後に開発されたものを含む全ての製品及びサービスに適用している¹。

米国電気製造者協会(National Electrical Manufacturers Association, NEMA)はエネルギーサービスに関する約束を交渉のテーブルに載せることを提唱。

¹ : GATSにおいては、市場アクセスと内国民待遇の遵守義務は、提出された約束表の範囲内、すなわち特定の約束を行った分野及び約束に際して付けた条件の下において発生することから、ボトムアップ方式となっている。一方、NAFTAにおいては、免除を提出しない限り全てのサービスをカバーするというトップダウン方式になっており、GATSとは対照的である。BSAの主張は、電子商取引分野では、将来どのような製品及びサービスが開発されるか予想することは不可能であり、従ってGATSのボトムアップ方式ではたとえアップデートされてもその時点で直ぐ時代遅れになるためNAFTAのトップダウン方式が業界のニーズに合っているというもの。

米国半導体工業会(SIA)は、米国は、外国企業が規制されることなく貿易及び流通サービスに従事することを可能にする約束を、すべての WTO 加盟国から引き出すよう要求している。

米国製薬工業協会(Pharmaceutical Research and Manufacturers Association, PhRMA)は、医薬品の流通、販売、又は広告に関して、フランス、中国、英国などの政府によるサービス提供者に対する差別を取り上げて、医薬品の流通に影響を及ぼす措置を市場アクセス交渉に包含することを提案している。

全米製造者協会(National Association of Manufacturers, NAM)は、サービス交渉に「ネガティブリスト」方式(上述のトップダウン方式と同じ)を使うよう提案している。

New York Life International(NY Life)社と米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、これまでの進展に満足の意を表明。NY Life 社は、次期ラウンドの貿易交渉の一環として、特に年金及び資産管理サービス分野における分野別・業務別交渉を期待している。

Federal Express(Fed-Ex)社は、エクスプレス・デリバリー・サービスは、GATS において一つの独立したカテゴリー(例えば「高速一貫輸送サービス(Express Integrated Delivery Service)」分野)を持つべきであると信じている²。現在、同社のサービスは、GATS がサービスの分類に利用している国連中央生産分類(CPC)の下で「クーリエ・サービス」と見なされている。

Trimken 社と Torrington 社(ベアリング、鉄鋼業界)は、例えば保守・修理サービス、金融サービス、電気通信サービス、一般運送サービス、高速一貫運送サービス、流通サービスなど多くの業種における一層の自由化を支持。

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)社は、自然人の移動(モード 4)に関するインドのサービス新交渉に対する提案を取り上げられた「GATS ビザ(査証)」について、業務上の拠点の設立に関連しない自然人の移動であって、企業内転属の迅速化、及び契約に基づいて被雇用者を派遣する企業を対象とした GATS ビザの考えを支持している。ただ、インドが同じペーパーで提案している熟練度がより低い労働者を GATS ビザの対象に含めることは、労働界にとって問題が多いであろうと見なしている。

一方で、AFL-CIO(American Federation of Labor and Congress of Industrial Organization、米労働総同盟産別会議)は、加盟国が貧しい国々に対する GATS の経済的・社会的影響の評価を完了するまでは、既に始まっているサービス交渉を一時停止するよう要求している。AFL-CIO は、現行の形態による GATS 交渉が広い範囲の分野におけるサービス民営化及び規制撤廃を促進することを深く憂慮。AFL-CIO は、労働者の権利及び環境を保護するための実行可能な約束を GATS に含めるよう提唱している。また、健康管理や航空運送などの特定のサービス及び分野が GATS から完全に除外されるまでは、GATS を更に拡大

² :米国政府は、サービスの新交渉に向けての提案の一つとしてエクスプレスサービスに関するペーパー(S/CSS/W/26)を提出。同サービスを独立した分野として扱うことを主張している。

することに反対としている。また、政府調達ルールを個々の差に考慮せず GATS に組み入れることにも反対している。

3. 農業に関する合意

農業に関する合意は、農業分野におけるより公平な競争と歪みの小さい市場に向けた重要なステップと見なされている。この協定は、加盟国による農業分野における市場アクセスの改善と貿易を歪曲する補助金を削減するための個別の約束(国内助成及び輸出補助金に関する約束)を含んでいる。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、加工食料品が農業交渉における最優先事項であると述べている。

(本報告では農業団体のポジションについて独立した論考は行わない。)

B. 鉱工業品の市場アクセス

コメント提出者の多くは、鉱工業品の市場アクセスの拡大は、交渉議題の基幹的要素でなければならないと確信している。

全米製造者協会(National Association of Manufacturers, NAM)、ユナイテッドテクノロジー(UTC)社、Mattel 社、SIA(Semiconductor Industry Association; 米国半導体工業会)、及びイーストマンコダック(コダック)社は、新ラウンドが、最終的に鉱工業品関税の撤廃となることを目的とした交渉を含むべきであると主張。UTC 社は、特定の同一分野における関税の相互撤廃(zero-for-zero tariff initiative)、「ニューサンス・タリフ(Nuisance Tariffs)」³とタリフ・ピーク(tariff peaks)⁴の撤廃を提案している。全米製造者協会(NAM)は、米国政府に情報技術協定(ITA、情報技術分野の関税撤廃に関する合意)のような分野別の(関税撤廃)協定を模索するよう勧めている。また、市場アクセス交渉が最終的に完全に拘束的な譲許表をもたらすこと、特定の手法(modality)が合意されることによって市場自由化の拡充を可能にすること、実行関税率を交渉のベースとして使用することを認めること、等の提案を行っている。

ITA の下、締約国は、他の分野における譲許を求めることなく、情報技術製品の関税率を撤廃することに合意した。SIA は、ラテンアメリカなど、一定地域において ITA の締約

³ : 政府にとって、関税を徴収するための費用の方が関税によって得られる歳入よりも高くなるような低い関税率。UTC 社は、「それが存在する限り、効率的でタイムリーな貿易を妨げる通関の遅れや管理費用などをもたらす妨害的な関税。」としている。なお、APEC の早期自主的分野別自由化(EVSL)イニシアティブにおいては、ニューサンス・タリフを具体的に「2%に満たない関税」としている。

⁴ : 一般的に低い関税率水準の中にあって、通常「センシティブ」製品に課せられる、比較的高い関税率。先進国については、15%以上の関税率が一般的にタリフ・ピークと見なされている。

国が少ないことを指摘。次期ラウンドの結論として全ての WTO 加盟国に ITA への参加を義務付けることを提案するとともに、ITA II の下で対象製品を拡大するよう促している。SIA は、また、国家投資企業（中央或いは地方政府によって完全に或いはその一部が所有されている企業）への販売に関して、加盟国に公正に競争するための十分な機会を提供する、より強化された WTO ルールを提案している。

米国先進医療技術協会(Advanced Medical Technology Association, AdvaMed)は、米国の交渉担当者に、問題のない分野における関税の早期削減及び全ての市場において現行実行税率に関税率を凍結するよう要求。また、例えば農産物或いは鉱工業品における 5%以下のニューサンス・タリフの即時撤廃を次期交渉の目的とするよう提案している。

Timken 社及び Torrington 社は、税率の引き下げについてフォーミュラーに基づく方式(formula-based approach)よりむしろリクエスト・オファー方式(request/offer approach)⁵を支持。また、鉄鋼の関税率について、外国の関税率が米国のそれを上回らないように関税率の調和を図るよう米国政府を促している。

C. 現行の協定及び作業計画

現行 GATT/WTO 協定の実施

ウルグアイラウンド協定は、広い範囲の貿易歪曲的慣行に関する実質的な規律となったが、その実行の成果はさまざまに異なっている。ウルグアイラウンド協定の不十分な実施或いは実施の遅れは、コメント提出者の主要な懸念事項の一つである。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)、全米製造者協会(NAM)、及びその他は、ウルグアイラウンド協定が時宜を得て実施されるべきことを強調するとともに、現行約束の交渉の再開、或いは全ての加盟国について現行協定の実施を延長することに真っ向から反対している。米国化学工業協会(American Chemical Council, ACC)もまた、現行約束の交渉再開に反対している。

上記に加え、Timken 社は、政府に対し、通知義務に焦点を当てるよう要求している。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs 協定)

TRIPs 協定は、加盟国に著作権やその他の知的所有権法の法制化及びその実施を義務付けている。本協定の中心的目標は、加盟国が外国における権利が保護されている対象の海賊行為に対抗することを可能にすることにある。

BSA(Business Software Alliance)、全米製造者協会(NAM)、ユナイテッドテクノロジー社、米国知的所有権委員会(Intellectual Property Committee, IPC)及び SIA は、加盟国とりわけ

⁵ : formula based approach は、一定のフォーミュラー(数式)に従って関税率の引き下げを一括して行う方式、request/offer 方式は、二国間で譲許品目のリクエストとオファーを交換する方式

途上国における TRIPs の義務の不十分な実施或いは行使を強く問題視している。BSA は、ソフトウェアの海賊行為は加盟各社にとって引き続き重大な問題であると述べている。

ユナイテッドテクノロジー社と米国知的所有権委員会(IPC)は、現行協定の完全な遵守が実現されるまでは、知的所有権の新たな規範の検討を延期すべきであると述べている。IPC はまた、新たな知的所有権の交渉の開始は、時期尚早であり、各国の義務がどれ程であるかを巡って混乱を招来するであろうとしている。同様に米国国際ビジネス評議会(USCIB)も新ラウンドに知的所有権を含めることに反対している。

IPC と米国製薬工業協会(Pharmaceutical Research and Manufacturers Association, PhRMA) は、米国政府に対して、TRIPs 協定を弱めるような途上国の要求についての検討を拒否するよう求めている。両団体は、例えば、TRIPs 協定を巡る WTO 紛争における非違反措置に対する異議申し立に対するモラトリアム (TRIPs 協定第 64 条 2 項) の復活或いは延長、或いは世界保健機構(WHO)の基礎医薬品リスト(Essential Drugs List)にある医薬品について、強制実施権⁶を認めること又は特許の対象から免除すること、に反対している。

BSA と IPC は、米国政府に対し、米国の貿易相手国に世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization, WIPO)の著作権条約を批准するよう働きかけることを要請。IPC は、WIPO 著作権条約が途上国によって交渉を有利に導く材料として使われることを阻止するためにも、TRIPs の新たな交渉が始まる前に同条約が批准されなければならないと主張している。

Mattel 社は、米国政府が WTO 加盟国に米国の知的私有権の記録制度を採用するよう促すよう求めている。

米国化学工業協会(ACC)は、TRIPs 協定の弱体化に反対し、紛争の火種となっているいくつかの概念の明確化を要求。また、権利の国際的消尽に反対し、バイオテクノロジーの発明を特許の対象にすることを要求している。

貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMs 協定)

TRIMs 協定は、主として輸入及び輸出された物品の差別的待遇に焦点を当てている。同協定は、ローカルコンテンツ要求のような 1994 年の GATT の基本的な規定 (第 3 条 4 項 : 内国民待遇及び第 11 条 1 項 : 数量制限の一般的廃止) に反する貿易関連投資措置を禁止している。

ダイムラークライスラー社、全米製造者協会(NAM)、米国自動車通商政策評議会 (Automotive Trade Policy Council, ATPC)は、完全な且つ時宜を得た TRIMs 協定の実施に一層重きが置かれるべきであると強調している。

NAM は、米国政府は、途上国が求めているような現行 TRIPs 或いは TRIMs のスケジュール又は約束の後退を、如何なるものであれ認めるべきでないと主張。

⁶ :特許権者の許諾なしに、国が特許権者以外の第三者に当該特許を実施する権利を強制的に付与するもの。

Timken 社は TRIMs 協定に関する新たな交渉に反対するとともに TRIMs 委員会が実施予定表を作成することを提案している。

繊維及び繊維製品に関する協定

繊維及び繊維製品に関する協定は、2005 年までに大部分の先進国による繊維及び繊維製品に関する数量制限の撤廃を要求している。また、繊維及び繊維製品部門の通常の貿易ルールへの統合に 10 年間の経過期間を設けている。

JIG(Joint Industry Group)は、同協定が全ての WTO 加盟国によって十分且つ公平に実施されるように遵守の問題に取り組むべきであると主張。米国アパレル履物協会 (AAFA) は、同協定に従った数量割当制度の段階的撤廃の延期は、如何なるものであれ反対としている。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)

WTO の SPS 協定は、健康上及び安全上の理由により課された措置が不必要な貿易差別となることを阻止するため、合理的な危険性の評価などの科学的証拠による衛生植物検疫措置に基づくことを加盟国に義務付けている。

米国製薬工業協会(PhRMA)は、加盟国が衛生及び安全規制の基礎として根拠の確かな科学的方法及び危険性の評価を使う必要性を強調し、SPS 協定の弱体化に反対している。米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、SPS 協定の交渉を再開すべきでないとしている。

貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)

TBT 協定は、主として製品の任意規格及び強制規格を扱っている。加盟国によって使用される強制規格、任意規格、試験、及び証明手続きが、貿易に対する不必要な障害をもたらさないことを義務付けている。しかしながら、同協定は、加盟国によって、通常は生産工程に適用される「正当な目的」に対し、その適用の及ぶ範囲については漠然としたままである。

米国通信産業協会(Telecommunications Industry Association, TIA)は、米国政府に対し、加盟各国の適合性評価手続きの簡素化及び標準化に関わる問題に取り組むよう要求している。また、輸出に伴う時間と費用の縮小のため、適合性評価の相互承認協定(Mutual Recognition Agreements, MRA)の拡張を繰り返し擁護している。

モトローラは、製品の検査及び認証要件の削減を求めている。

米国電気製造者協会(National Electrical Manufacturers Association, NEMA)は、「国際規格」が、国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)、或いは国際電気通信連合(ITU)などの機関による規格のみならず、北米の規格及び安全慣行を含むと解釈されるべきであるとの論陣を張っている。また、相互承認協定(MRA)を適合性評価の必要性に代替するものとして使用することに一般的に反対としている。

米国先進医療技術協会(AdvaMed)は、重複する試験や認証を無くす手段として 1-1SDoC⁷原則を先端技術製品の規格試験分野に適用することに反対している。加盟各国の医療装置規格の管理体制が、国際規格を適用し、資格認定を受けた非政府機系の専門第三者機関を検査及び承認のために利用し、一番影響を受ける産業界の代表と協議するものあることを提唱している。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、エコラベル計画への TBT 協定適用の明確化を要求している。

ユニティテクノロジー社は、無線ネットワーク事業者が、自らのネットワークでどのような規格・技術が使われるかの独占的な決定者であるべき、との主張をしている。

2. 貿易救済法

アンチダンピング(AD)協定は、政府に対し、その国内市場に被害を与える外国のダンピング輸出に対抗する手段を提供している。補助金及び相殺措置に関する協定(SCM協定)は、政府補助金に関する規律を導入している。米国は旧来より、新たな多角的交渉の文脈で、これら貿易救済協定の交渉を再開することに反対している。

鉄鋼業界は、一般的に、米国鉄鋼産業を取り巻く状況を極端に気にかけており、米国政府に「不公正」な貿易慣行から産業を保護するよう要求している。米国における主要炭素鋼一貫生産企業である、ベツレームスチール、LTV スチール、ナショナルスチール、US スチールの4社、アメリカ鉄鋼協会(American Iron and Steel Institute, AISI)、Timken社、及び Torrington 社は、新ラウンドにおいて貿易救済ルール、特に AD や CVD 救済、に関して新たに交渉することに強硬に反対している。

これらのグループは、貿易救済ルールの再交渉の試みは、日本、韓国及び EU などの外国勢力側による、自国の鉄鋼産業の再編よりも余剰鉄鋼製品のダンピング販売を容易にするために米国貿易救済法を切り崩そうとする努力に他ならないと主張している。また、ダンピング国の政府は、紛争解決メカニズムに加えて多角的交渉をも利用して米国通商法を弱体化しようとしているとも主張している。米国4大炭素鋼一貫生産企業は、拘束力のある紛争解決に関する米国の約束を再検討するよう米国議会に提案している。

SIA を含むその他のグループも、WTO の議題の一部として米国貿易救済法を交渉することに反対している。

アメリカ鉄鋼協会(AISI)は、米国が、米国-ヨルダン自由貿易協定で使われた方式に従うことを勧めている。この協定では非拘束的な紛争処理手続を規定している。

一方で、コダック社などの複数の企業は、米国は AD や CVD の議論に柔軟であるべきだとの意見。これは、米国の貿易救済法を破棄すべきであるとは考えていないが、コダッ

⁷ :1-1SDoC (one standard-one test-Supplier's Declaration of Conformity) : 一つの規格、一つの試験、供給者による(自己適合宣言)

クが主張するように、貿易救済法を議論することまでも拒否すれば「さらなる貿易自由化の命運を左右しかねない」ということである。

3. 透明性・貿易円滑化 (1994 年の GATT 第 10 条)

GATT 第 10 条は、加盟国政府に税関手続きにおける透明性と適正手続き(due process)の確保を義務付けている。コメント提出者の多くは、この規定が十分に遵守されなかったと主張している。

米国先進医療技術協会(AdvaMed)、クライスラー社、ユナイテッドテクノロジー社、及び Mattel 社は、税関規則及び手続きの一貫性確保、均一化、簡素化の必要性を強調。JIG(Joint Industry Group)は、政府に対し、WTO において、WTO 協定の付属書 A の独立した協定となる可能性のある GATT 第 8 条及び第 10 条に関する公式な了解の交渉に従事するよう提案している。

Fed-Ex 社は、税関手続き円滑化問題を、GATT だけでなく GATS においても対象として取り扱うことを提案。また、部材の通関を迅速化するために、税関書類の電子申請、税関書類の調和化並びに簡素化された税関手続きを提案している。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、税関手続き円滑化の改善に関する拘束力のある WTO ルールを要求し、電子商取引への関税賦課を禁止する恒久的な約束をするよう各国政府を促している。

JIG(Joint Industry Group)は、WTO 加盟国に対し、1994 年の GATT 第 7 条の実施に関する協定(関税評価)の第 20 条(特別且つ異なる待遇)で定められた実施期限を満たすことが出来なかった途上国を支援するために、十分な数の専門家を割り当てるよう提案している。

Mattel 社は、WTO 加盟国は、1973 年の税関手続きの簡易化及び調和に関する国際規約(京都規約)の見直しに向けて作業し、これを拘束力のある多角的協定として採択すべきであると主張している。

NY Life 社は、事業計画及び業務を円滑にするために、各加盟国の保険、年金及び資産管理部門におけるより高い透明性と一貫性を求めている。また、同社は、WTO 加盟国が、それぞれの特定の約束表の「追加的な約束」欄に規制上の手続きに関する規律を追加することによって、NY Life が日欧の保険会社と協力し、日米国規制当局と協議して作成した「保険規制原則の最良の慣行」の「モデルスケジュール」の諸要素に署名して同意したとみなす構想を描いている。

米国国際保険評議会(IIC)は、金融サービスの規制におけるより高い透明性を擁護するとともに米、EU 及び日本の保険業界によって提案された「モデルスケジュール」案に基づいた政府の約束を要請している。

4. 原産地規則

原産地規則は製品の原産国を決定するために使われる。この決定は、AD、CVD、原産地表示、並びにセーフガード措置などの通商政策措置の実施にとって重要である。

モトローラ、米国通信産業協会(Telecommunications Industry Association, TIA)、及び Mattel 社は、原産地の決定における統一化且つ標準化に向けたアプローチを支持している。JIG(Joint Industry Group)、米国製薬工業協会(PhRMA)、及び米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、非特惠原産地規則は、関税分類の変更に基づくべきであると提案。SIA(米国半導体工業会)も、EU が提案している付加価値基準のような煩わしい統一原産地規則の採択を阻止を求めているが、その一方で米国の AD 及び CVD 法の効率的な執行を確保するために、AD や CVD 措置の執行に使用される基準と異なり且つそれに基づかない貿易に関する原産地規則の国際調和をするという「分断(decoupling)」アプローチを提案している。

米国アパレル履物協会(AAFA)は、アパレルに対して、アッセンブリーに原産地を付与する Breaux-Cardin 規則と同様に制限的でない規則を提案している。

D. 開発及び関連する問題

1997 年 10 月に WTO は、国際取引における後発開発途上国(LDCs)の疎外化問題(marginalization, 国際取引の発展から取り残されること)に取り組むハイレベル会合を開催した。この会合以降、WTO 加盟国は、グローバルな貿易システムにおいて LDCs やその他の途上国が直面する問題に対処するべく大いに努力してきた。

ほとんどのコメント提出者は、LDCs がその義務を満たすことを支援するための技術協力の拡大を擁護する一方で、一般特惠制度(GSP)利益を与えること或いは LDCs の実施期限の延長には反対している。

NY Life 社は、WTO は、途上国に対するキャパシティ・ビルディング活動について、国内法令作成において高い透明性を確保するための手続きをカバーするワークショップを含めるよう提案するとともに、そのような活動の組織を計画するに際して WTO に協力するよう USTR を促している。金融サービスに関しては、国内保険分野の競争力を支援するために「最良の慣行(Best Practice)」を採用するよう加盟国に呼びかけている。NY Life 社は、保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors, IAIS)の作業は、保険産業の世界的な事業に関する信頼できる土台の構築に役に立つと述べている。

米国製薬工業協会(PhRMA)は、途上国が関税評価協定に従って順調にその義務を果たせるよう支援するための技術協力資金の増額を提案している。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、LDCs に「特別且つ異なる待遇」をこれ以上与えることに反対、代わりにキャパシティ・ビルディングを目的とした技術協力の拡大を通じて、実施問題に取り組むべきとしている。

Timken 社は、実施期限延長を包括的に認めることに反対、代わりに延長申請を個別的に評価することを提案している。

E. 組織問題・制度改革

5. 紛争解決

ウルグアイラウンドにおいて交渉された紛争解決に係る規則及び手続きに係る了解 (DSU) は、加盟国に WTO 上の約束を実施させる手段の提供を意図したものである。殆どの加盟国は、1995 年以降、DSU が比較的上手く機能したことに同意しているが、その他の国、中でも米国は新ラウンドの中で DSU の見直しを行うことに熱心である。

コメント提出者の多くは、紛争解決手続き及び資料へのパブリックアクセス(一般人による自由な参加、自由な情報の入手)の拡大によって WTO の紛争解決プロセスの透明性と効率を高め、貿易を円滑化するために問題を迅速に解決することを提唱している。

コダック及び 4 大炭素鋼メーカー、Timken 社、Torrington 社、及びユナイテッドテクノロジー社は、透明性の拡大が必要としている。ユナイテッドテクノロジー社と Torrington 社は、意見書及び小委員会(パネル)報告の時宜を得た制限の解除並びに公表が必要であるとして、小委員会が NGOs(非政府組織)からの文書資料を受け入れるか否かの裁量権を持つことを提案している。

クライスラー社と米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、国際ビジネスの早いペースに遅れないために、問題の検討及び実施期間に関して紛争解決プロセスを迅速化すべきとしている。クライスラー社は、この迅速化された検討は、TRIMs 協定のように、実質的な実施期間を含む WTO 協定に使用されるべきであると主張。

AFL-CIO は、紛争は、公衆の意見、公衆の参加に開かれていなければならないとしている。

F. シンガポール作業計画：投資、競争、政府調達における透明性、貿易円滑化

1996 年シンガポールでの第 1 回 WTO 閣僚会合(シンガポール閣僚会議)では、政府調達における透明性及び貿易円滑化に関する合意の達成に向けた努力を含む新たな課題の議論を義務付ける結果となった。シンガポール閣僚会議は、また、投資及び競争政策に関する作業部会を設置している。

1. 貿易と投資

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、貿易と投資政策の更なる自由化を支持。クライスラーは、非サービス分野において外国直接投資を扱う WTO ルールが無いことを遺憾とし

ている。USCIB、クライスラー社の両者とも、内国民待遇を確保し、収用或いは国有化に対して外国投資家を保護する新たな WTO ルールの必要性を強調している。クライスラー社は、例えば中国の自動車製造における制限を阻止するためにそのようなルールが必要であることに言及している。

米国自動車通商政策評議会(Automotive Trade Policy Council, ATPC)は、APEC 地域の自動車産業は世界の貿易及び商業活動の大部分を代表することから、APEC (アジア太平洋経済協力)の地域自動車貿易に関する自動車対話作業計画をグローバルな自動車貿易に関する WTO の作業の出発点として使うこと、また、WTO 紛争処理メカニズムを通じての TRIMs の実施を提案している。

SIA(米国半導体工業会)は、TRIMs 規則を拡大・強化して、投資認可の条件としての所有制限、輸出目標、ローカルコンテンツ要求、及び技術移転の強要に取り組むことを提案している。

米国化学工業協会(ACC)は、加盟国の投資上の約束の拡大を支持するとともに、市場アクセスを拡大し、投資の保護に対する基本的なルールを規定し、紛争処理メカニズムを内包する WTO 投資協定の策定を提案している。

しかし、多くの NGOs は、その共同の意見書で WTO の枠組みで投資を交渉することに反対している。

2. 貿易と競争政策

コダック社、Timken 社及び SIA は、競争政策を交渉することに反対している。SIA と米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、競争政策の問題は、新ラウンド交渉に含めるほど十分に議論が熟していないと主張。コダック社は、コダック-富士フィルム紛争は、WTO パネルが純粋な民間の共謀行為のみならず政府-産業間の共謀に対処する能力が無いことを示しているとの自説を展開している。

Fed-Ex 社は、公共郵便事業者の国内レベルでの特権は、そのまま国際事業に影響を与えものでないと主張するとともに、競争政策と国家の郵便事業機関に関する規律を提案している。

6. 政府調達における透明性

加盟国は、シアトル閣僚会議において、政府調達に関する複数国間協定とは別の、政府調達の透明性に関する協定に締結間近であった。この透明性の協定は、市場アクセスではなく、調達慣行を扱っている。

全米製造者協会(NAM)、ユナイテッドテクノロジー社、米国電気製造者協会(NEMA)、JIG(Joint Industry Group)、米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、政府調達の透明性に関する協定を米国政府の優先事項に含めるべきであると述べている。

その他のコメント提出者も、差別的な政府調達慣行は引き続き事業拡大の妨げとなっているとしている。例えば、米国先進医療技術協会(AdvaMed)は、公正且つ開かれた競争入札手続き、入札書類の公表、遵守違反に対する救済規定の必要性を強調している。

ユニテッドテクノロジー社は、複数国間公共調達協定の対象範囲の拡大及び締約国(現在 26 ヶ国)の増加を促し、政府調達の透明性に係る申立は、紛争解決了解(DSU)に準じるべきであることを付け加えている。モトローラ社、JIG、Timken 社、及び米国製薬工業協会(PhRMA)もまた、政府調達協定の締約国が増加し、同協定が、最終的に全ての WTO 加盟国が拘束される完全な多角的協定となることを望んでいる。

7. 貿易円滑化

加盟国はシアトル閣僚会議において、関税評価協定を補足する貿易円滑化に関する協定に締結間近であった。

ユニテッドテクノロジー社は、フィリピンのような国による船積み前検査会社の信任及びその結果とし生ずるそれらの会社による評価の悪用は、貿易に重大な混乱を引き起こしていることを指摘し、全ての加盟国による関税評価協定の実施を米国政府の優先事項とすべきであると主張している。Timken 社と Torrington 社も、関税評価協定に重点を置くことを望んでいる。

米国製薬工業協会(PhRMA)は、非市場経済国の政府による医薬品の価格、利益或いは販売に係る介入が、どのような効果にも増して米国の知的所有権の価値を貶めていると不満を表明して、政府の介入によって引き起こされる問題を扱う新たなルールを交渉すべきであると米国政府に要請している。

G. 電子商取引

1998 年のジュネーブでの第 2 回 WTO 閣僚会議(ジュネーブ閣僚会議)において、電子的に提供されたサービスに対する関税を賦課しないそれまでの慣行を維持する電子商取引に関する閣僚宣言が採択された。同年の後になって、電子商取引と WTO 規則との関係を研究する作業計画に着手した。この電子商取引に関する WTO の努力は、1997 年の「グローバルな電子商取引の枠組み」に基づく米国のそれと並行するものである。

JIG(Joint Industry Group)は、WTO 加盟国にインターネット通じて配信された電子商品に対する関税を撤廃させようとする米国政府の努力の継続を後押ししている。Mattel 社は、電子商取引における貿易を保護する WTO ルールを確立する交渉の立ち上げを要請している。

SIA(米国半導体工業会)は、米国政府が、電子商取引の関税ゼロ扱いの恒久的実施を奨励することに加え、電子送信の無税扱いを約束するよう加盟各国を説得することに、引き続きリーダーシップを発揮するよう要請している。

BSA(Business Software Alliance)と米国通信産業協会(TIA)は、ダウンロードされた製品或いはデジタル形式で配信された製品の全てが「物品の貿易」ルールの対象となることを希望して、これらの製品をサービスとして分類しようとする動きに抵抗するよう米国政府に迫っている。

サービス産業連盟(CSI)とモトローラは、ITA 締約国の増加と ITA II の早期締結を望んでいる。CSI は、ドーハ閣僚会議において、交渉期間中に電子商取引に影響を与える新たな規制を課さないという現状維持の約束、電子商取引に適用される知的所有権を制限する試みを拒否する約束、(サービスであれ物品であれ)電子的に配信された製品が物理的に配送された製品より不利でない市場アクセス及び内国民待遇の利益を受ける約束、などについて合意が達成されることを願っている。

CSI は、また、ドーハにおいて電子商取引作業計画に関する進展をさらに促進させることを米国政府に求めている。さらに、GATS 交渉のリクエスト・オファーにおいて、加盟国の貿易大臣が、電子商取引を円滑化するために必要なインフラに欠くことが出来ない補完的サービスについて「制限せず」との約束を行い、「参照ペーパー」⁸を約束表に添付し、且つその実施を加速化すること等を要請している。

モトローラ、Timken 社、Torrington 社及び米国通信産業協会(TIA)は、グローバルな電子商取引の重要な規制を阻止し、代わって民間部門主導による電子商取引の発展を可能にするよう政府に要求している。モトローラは、現在交渉中のチリとの自由貿易協定において米国政府が限定的な規制を使うことを希望している。Timken 社は、電子商取引の規制及び税制分野における介入を最小限にすることを望んでいる。

Mattel 社は、プライバシー基準が貿易障壁として使われないことを確保し、将来の市場アクセス交渉においてドメイン・ネームの知的所有権の側面に取り組むよう提案している。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、米国政府に以下の提案を行っている。

1. **グローバルな e-インフラ** - 電子商取引を行うために必要な国内的並びに国際的なインフラ開発を、ITA 締約国の増大及び ITA II の締結などによって、促進する。
2. **電子商取引と WTO ルール** - 電子商取引を経由した物品及びサービス貿易の発展を、例えば GATT、GATS、TRIPs における現行の約束を継続して適用することによって、促進する。

⁸ :基本電気通信の規制の枠組みに関する参照ペーパーのこと。競争セーフガード(主要サービス提供者による反競争的行為の禁止)、(主要サービス提供者との)相互接続の確保、ユニバーサルサービス、免許規準の公表、独立の規制機関、周波数、番号、線路施設権などの希少資源の分配及び利用、について規定している。この競争促進的規制等の枠組みを規定したペーパーは、先進国を中心として各国の約束表において自主的に約束が行われている。

3. **より低い障壁** - 電子商取引に対するあらたな障壁を、交渉期間中に電子商取引に不利となる新たな規制を課さない現状維持(standstill)の約束などを通じて、防止する；基本電気通信及び付加価値サービスについて、本分野における最初の或いは改善された市場アクセス約束を追求することによって、その自由化を促進する。

H. その他の課題

8. **環境及び労働**

WTO ルールと環境及び労働基準の関係を明確化すべきか否かを巡る議論は、意見が分かれたままである。米国と EU は旧来より労働及び環境に関するルールの強化を求める主要な擁護者であった。しかし、米国の立場は、環境及び労働政策に対するプッシュ政権の考えを反映して徐々に変化してきた。

米国アパレル履物協会 (AAFA) は、WTO 加盟国が、労働及び環境保護措置について、多角的貿易交渉を通じて前進させない或いは貿易制裁の対象としないよう要求し、それに代わって、民間部門主導によるイニシアティブが労働及び環境基準の最良の土台を提供すると述べている。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、多国間環境協定が世界的或いは地域的な貿易と環境の問題に取り組む適切な手段であると述べている。また、中心的な労働基準は重要ではあるものの、ILO が労働基準に取り組む適切な機関であることから本件を WTO で議論することに反対するとしている。

米国電気製造者協会(NEMA)は、米国-ヨルダン自由貿易協定に盛り込まれたような、貿易制裁の可能性を手札として保持する労働及び環境条項を貿易協定に含めることに反対している。

米国化学工業協会(ACC)は、WTO ルールと環境及び消費者安全問題の関係の明確化を支持。とりわけ、WTO ルールと多国間環境協定の関係の明確化に熱心である。一方で、WTO は、貿易と労働規準を扱う適切な場でないとして主張している。

クライスラー社は、環境規制の重要性を認識しているものの、環境規則が保護主義の形態で利用されるべきでないと強調している。

全米製造者協会(NAM)など産業団体のいくつかは、労働及び環境上の関心に取り組むには、TPA (貿易促進権限、ファーストトラック) 確保にとっても重要である貿易に関する国内的なコンセンサスが必要であると主張している。

AFL-CIO 及び NGO グループは、労働及び環境に関して強い立場で取り組まない新たな WTO 交渉は、いかなるものであれこれに反対すると警告している。

3. 中国の WTO 加盟

中国の WTO 加盟は、2001 年末までに決着することが期待されている。WTO 加盟国の多くは、中国 WTO 加盟がドーハ閣僚会議に間に合うことを望んでいるが、加盟作業部会のプロセスにはかなりの量の作業が残されていることも認識している。

NY Life 社と米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、出来るだけ早く中国 WTO 加盟を実現するよう促している。米国電気製造者協会(NEMA)は、ブッシュ政権と議会対し、もし中国の WTO 加盟交渉が 2001 年夏までずれ込むようであれば、中国に最恵国資格の一年間の更新を付与するよう要求している。米国国際保険評議会(IIC)も中国 WTO 加盟の重要性を強調している。

9. 情報技術

コメント提出者のいくつかは、技術製品に対する高輸入関税率が根強く残っていること、及び WTO 加盟国の間で情報技術協定の締約国が限られていることに懸念を表明。

BSA(Business Software Alliance)は、少なからぬ国においてコンピュータ及び周辺機器に対する関税率が高いままであることを指摘。BSA と米国通信産業協会(TIA)は、技術製品に対する輸入関税率引き下げの進展を加速化するために、ITA 非締約国は、ITA に調印し、速やかに批准すべきであると主張している。

10. 関税

新ラウンドが立ち上げられた場合には、農産物及び鉱工業品の関税自由化が議題の一部となることが期待されている。

米国国際ビジネス評議会(USCIB)は、全ての加盟国において定められた期日まで関税率ゼロに導く関税引き下げという大胆な要求を掲げている。

米国先進医療技術協会(AdvaMed)は、医療技術関連製品の関税率の速やかな撤廃を要求。また、WTO が APEC の関税に関する早期自主的自由化(Early Voluntary Sector Liberalization、EVSL) パッケージを早期に承認し且つ実施するよう求めている。加えて WTO 加盟国に、医薬品及び医薬品の専用投入財に対する関税率をゼロに引き下げるよう要求している。

米国電気製造者協会(NEMA)は、米国政府に、全ての交渉舞台において電子製品の関税率の撤廃を追求するよう迫り、ITA の第二段階(ITA II)の締結を押し進めるよう要求している。

Mattel 社は、玩具やその他 7 分野において WTO の早期関税自由化(accelerated tariff liberalization、ATL)交渉に関する最終的な合意を確保し、これらの交渉の成果を他の分野におけるより広範な交渉のための切り札とすることを提案している。また、早期関税自由化(ATL)に次ぐ鉱工業品関税に関する交渉では、ATL 合意に参加しなかった加盟国において維持されている高関税率に取り組むよう要求している。

米国自動車通商政策評議会(ATPC)は、世界全体における過度に高い自動車の関税率の引き下げ、又は自動車の関税率を実行関税率或いはそれより低い税率に拘束することを要求。また、政府に軽トラックに対する米国の 25%の関税率を交渉道具として使うことを要求している。さらに、時期貿易交渉で交渉フォーミュラ(例えば一定のフォーミュラによる横断的引き下げ)の利用を支持しないことを強調し、分野別交渉の方を好むとしている。

米国化学工業協会(ACC)は、事業継続可能な化学産業を擁する加盟国間で、2010 年までの (HS28-39 章に分類される) 化学品関税の全世界的な撤廃の達成を、途上国に段階的導入期間を設つつ、実施する合意を提案している。

11. 非関税措置

関税率が引き下げられるに従って、益々多くの非関税制限が課されるようになってきた。これらの制限には、輸入数量制限、免許要件、及び貿易の技術的処置が含まれる。これらの制限が関税引き下げによって期待された利益を無効にするか或いは減ずる可能性がある。

米国自動車通商政策評議会(ATPC)は、自動車分野における非関税措置が取り上げられなければならないと主張。クライスラー社も効率的な流通網の設立に係る障壁、絶えず変更される規制、時間を浪費する検定或いは検査手続きなどを直面する非関税障壁として引き合いに出している。

米国アパレル履物協会(AAFA)は、交渉者は、NAFTA の下でメキシコ政府が使っているような、貿易を妨害する通関手続きを防ぐための新たなセーフガード手続きを貿易交渉の成果に盛り込まなければならないと強調している。

12. 電気通信・ネットワークサービス

モトローラは、現行の電気通信規制の枠組みは、インターネットにおいて音声よりむしろデータ/マルチメディア的な性格が優勢なことを考えれば、インターネットに適合しないとしている。また、近い将来、インターネットサービスの適切な課金体系や専用回線による国内及び国際通信業者の迂回などの問題に取り組まなければならない主張している。

13. 民間航空

ユナイテッドテクノロジー社は、米国政府はウルグアイラウンド協定法の 135 条で示された法定の民間航空交渉目的を堅持すべきであると述べている。

14. 政府腐敗

米国電気製造者協会(NEMA)は、米国政府に、1999 年に発効した OECD の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」及び 1997 年の OAS(Organization

of American States、米州機構)の腐敗に関する条約の締約国の全てによる完全な実施を求めよう促している。

米国製薬工業協会(PhRMA)は、WTO 加盟国が政府腐敗の貿易に与える影響をさらに調査することを提案している。

I. 新ラウンドの立ち上げ及び交渉スケジュール

15. 貿易促進権限 (TPR、ファーストトラック)

新ラウンドの立ち上げを支持するコメント提出者の多くは、貿易促進権限(TPA)の議会における早期承認の必要性を強調している。TPA と WTO 交渉の関係についてはこの後で詳しく論じる。

4. 幅広い交渉議題或いは狭い交渉議題

米国国際ビジネス評議会(USCIB)、コダック、全米製造者協会(NAM)、サービス産業連盟(coalition of service industries, CSI)など、本報告で取り上げたコメント提出者の大多数は、幅広い交渉議題を支持している。米国国際ビジネス評議会(USCIB)が更なる自由化の対象として提案した分野には、貿易と投資問題が含まれる。

クライスラー社は、ビジネスの発展と歩調を揃えるために新ラウンドが3年以内に完了することが望ましいとして、交渉のスピードを強調。また、大統領に更新された TPA を付与することの重要性を力説している。

NY Life 社は、新ラウンドの立ち上げを支持しているが、広範な議題の交渉に要する時間枠によって、サービス分野における一層の自由化が不必要に遅れることがあってはならないと主張し、短い時間枠と少ない交渉議題を好んでいる。

しかし、AFL-CIO(米労働総同盟産別会議)は、貿易ルールに、持続的且つ民主的な開発、環境、公衆衛生・安全、人権及び労働者の権利を保護する方向性が与えられるまでは、新ラウンドの立ち上げに反対するとしている。AFL-CIO は、貿易交渉へのより高いパブリックアクセスおよび公衆の関与が必要であると主張している。AFL-CIO の主要関心事項は、途上国への公平で透明な市場アクセスと同時にセーフガード条項の適切な使用の維持、中心的な労働基準の実施、途上国の関心の TRIPs 協定への取り込み、及び公共の利益のために、サービス、投資者及び金融の流れを規制する政府の能力の保護などがある。

J. 産業界の意見：まとめとして

米国の産業別の関心事項を表1として纏めてみた。知的所有権、アンチダンピング、その他一方的措置などの一部の顕著な例外を除けば、日本企業は、米国企業と非常に似通った関心を持つと考えられる。というのは、日本と同様、米国も一般的にグローバルな自由市

場を支持しており、表4の提案の全体を通して共通の糸（関心）が流れている。日本と米国が協力出来る分野を明るみにし、両者が相反目する分野を示すためにこの比較表を用意してみた。

特に、日本産業は、米国にその知的所有権関連法を調和化するよう引き続き圧力をかけるべきである。米国の知的所有権関連法は、近年、自由貿易を損なう程までに国際的な基準とは際立って異なっている。

さらに一般的に言えば、米国、及びその度合いが低いもののEUは、WTO加盟国であることと相容れないいくつかの法律を公布してきた。例えばアンチダンピングやその他の一方的措置は貿易の障壁となっており、日本産業はこれらの規則をWTO基準と整合化させるよう注視するべきである。

表1：米国主要産業団体の優先課題の要約

| 産業 | 優先課題 |
|----------------------|---|
| アパレル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場アクセス ・ 透明性 ・ 非関税障壁 |
| 自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非関税障壁 ・ WTO 投資ルール ・ WTO 環境ルール ・ 貿易円滑化 ・ 関税措置 ・ 現行協定の実施 ・ 紛争解決 ・ TRIMs の実施 ・ 非関税措置 ・ 投資 ・ サービス |
| 金融サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場アクセス ・ 透明性 ・ キャパシティビルディング |
| 一般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施 ・ 関税 ・ 電子商取引 ・ 電気通信 ・ 付加価値サービス |
| Joint Industry Group | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通関手続き ・ 原産地規則 ・ 透明性 ・ 繊維及び繊維製品に関する協定(ATC) ・ 政府調達 ・ 電子商取引 |

| | |
|-----------|--|
| 製造業：一般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行協定の実施 ・ 米-EU 関係 ・ 鉱工業品関税 ・ 政府調達 |
| 製造業：電気製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税撤廃 ・ エネルギーサービスの自由化 ・ 政府調達 ・ 技術的障害 ・ 相互承認協定(MRA) ・ 中国 |
| 医薬品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ TRIMs 実施 ・ 衛生植物検疫措置(SPS) ・ サービス ・ 市場アクセス ・ 政府調達 ・ 政府腐敗 ・ 税関問題 ・ 関税問題 ・ TRIPs |
| 写真機器 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業品市場アクセス ・ AD/CVD 救済 |
| 鉄鋼製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 米-EU 関係に焦点 ・ 一方的措置 |
| 技術：一般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業品市場アクセス ・ 補助金 ・ 政府調達 ・ 関税評価 ・ 知的所有権保護 ・ 紛争解決 ・ 投資 ・ TRIPs 実施 |
| 技術：医療用品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関規則及び手続き ・ 早期関税引下げ ・ 政府調達における透明性 |
| 技術：ソフトウェア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的所有権保護 ・ 市場アクセス ・ 関税分類 ・ サービスの約束 |
| 技術：半導体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業品関税 ・ ITA ・ 電子商取引 ・ TRIPs 実施 ・ サービス ・ 投資 ・ 原産地規則 |

| | |
|---------|---|
| 電気通信：一般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格及び貿易の技術的障害(TBTs) ・ ITA ・ 原産地規則 ・ 政府調達 ・ 電気通信サービス ・ 市場アクセス ・ 電子商取引 |
| 電気通信：無線 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ITAI & II ・ 原産地規則 ・ 税関手続き ・ TBTs ・ 政府調達 ・ 電気通信サービス ・ 電子商取引 |
| 玩具 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期関税自由化 ・ 鉱工業品関税 ・ 電子商取引 ・ 税関手続き |
| サービス貿易 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの市場アクセス ・ 電子商取引の自由化 ・ ITAI & II ・ 分類 ・ 関税 ・ 競争政策 |
| 電気通信：一般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格及び貿易の技術的障害(TBTs) ・ ITA ・ 原産地規則 ・ 政府調達 ・ 電気通信サービス ・ 市場アクセス ・ 電子商取引 |
| 電気通信：無線 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ITAI & II ・ 原産地規則 ・ 税関手続き ・ TBTs ・ 政府調達 ・ 電気通信サービス ・ 電子商取引 |
| 玩具 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期関税自由化 ・ 鉱工業品関税 ・ 電子商取引 ・ 税関手続き |
| サービス貿易 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの市場アクセス ・ 電子商取引の自由化 ・ ITAI & II ・ 分類 ・ 関税 |

| | |
|--|--------|
| | ・ 競争政策 |
|--|--------|

III. 米国の通商チーム：WTO と地域貿易協定

ブッシュ政権の通商チームの新しい顔触れ及び国際貿易に対する同政権の政策課題としているところは、自由市場への強い肩入れ、そしてロバート・ゼーリック USTR 代表が強調してきたように通商領域における米国のリーダーシップを再主張する必要性、を反映している。それと共に、WTO に向けた米国の交渉戦略には、新ラウンドに対する国内各界、特に議会におけるコンセンサス、及び多国間及び地域レベルでの貿易相手国に向けた戦略の形成が含まれる。

現段階において「米国の戦略」を定義するには早すぎるとしても、2001年5月に議会に提出された大統領2001年通商立法課題、及び同政権による最近の施策並びに声明から、WTO交渉及び地域貿易協定に向けた新通商チームの立場についての最初の手がかりをつかむことは可能である。

また、2001年4月のケベックでの第3回米州サミットにおいて、ブッシュ大統領は、大統領選における公約の一つであったとして、積極的な自由貿易課題を追求することを明らかにした。ブッシュ大統領は、この自由貿易課題に対する批判に反論して、関税引き下げ或いは撤廃に向けたブッシュ政権の努力は、環境の浄化及び労働者の権利の向上を支援する「道義上の要件」であると主張した。

A. ブッシュ政権の通商政策チーム

16. ロバート・ゼーリック USTR 代表

USTR 代表としてのロバート・ゼーリック氏の任命は、ブッシュ大統領が USTR の閣僚級としての地位を維持しようとするシグナルであり、同ポストに経験豊富な通商専門家が就いたとして、議会及び米国産業界の多くを安心させた。

ロバート・ゼーリック氏は上院での指名承認公聴会で、米国市場は既に開かれており従ってその自由化には多くの変化を必要としないとして、米国は多国間及び地域レベルにおいて貿易自由化を積極的に追求するべきであると強調した。

ゼーリック代表は、FTAA(米州自由貿易領域)は、政府にとって一つの優先事項であるが、WTO やその他の通商上の施策を排除するものではないと述べた。同代表は、これらの通商上の施策が相互に支え合うと考えている。新たな WTO ラウンドの問題に関して、同代表は、新ラウンドの立ち上げを支持するとともに、それを多重前線(multiple fronts)で押し進めたいと発言した。これは、もし一部の国が交渉する準備が整っていない或いは交渉に同意しないならば、米国は準備の整った国と先に進むということの意味する。

ゼーリック代表は、未解決の WTO 紛争や TPA(貿易促進権限)の更新など、ドーハ閣僚会議での新ラウンドの立ち上げを妨げる障害を乗り越えようと試みている。中でも特筆す

べきは、ゼーリック代表とパスカル・ラミーEU 通商担当委員が長年に渡る米 - EU パナナ紛争を解決出来たことである。

Peter Allgeier USTR 次席代表は、前職でラテンアメリカ担当の次官補を務めた経験豊かな USTR の官僚であるが、ラテンアメリカと欧州問題を指揮する。大使として USTR ジュネーブ事務所を率いる Linnet Deilly 女史は、それ以前は米国の証券会社チャールズ・シュワップ社の副会長を務め、その前はテキサスの銀行経営者であった。前シンガポール大使で、世界最大の民間化学コングロマリットの家族経営の一翼を担っている John Huntsman 氏は、アジア関係の通商問題を担当する。

17. ドン・エバンス商務長官

米国の通商政策は、ブッシュ大統領の親しい友人であるドン・エバンス商務長官からも大きな影響を受ける。エバンス長官は、テキサスの石油・ガス会社のトム・ブラウン社の社長をしていた、また大統領選では運動資金調達活動を調整し最高記録となる 1 億ドルを集めた。

エバンス長官が、通商政策に関わる権限を望んでいると伝えられたことから、USTR を閣僚級から格下げするとの噂を引き起こした。しかし、議会及び産業界からの反対があることから、USTR が今まで通り通商交渉の指揮を執ると思われる。とはいえ、ブッシュ大統領及びホワイトハウスとの密接な関係にあることから、エバンス長官は、通商政策の策定に当たって大きな役割を果たしている。

B. 通商立法課題

5 月 10 日、ブッシュ政権は 2001 年通商立法課題を議会に提出した。同政権の最優先事項は、WTO 新ラウンド、FTAA 及びその他の地域・二国間協定に従事するための TPA の要請を同政権の最優先課題としている。

この「通商課題」は、政府がどのようにその目的を達成するについての詳細な行動計画というより、2001 年の政府の一般的な目標を盛り込んだというもの。例えば、政府は、米 - ヨルダン協定及び米 - ベトナム協定を優先事項として特定しているが、何時、どのような形で政府がこれらの法案を議会に提出するかについて示唆していない。

政府は、労働と環境の問題に取り組むための選択肢の「工具箱」を提供している。この工具箱では、貿易制裁を労働上及び環境上の違反行為に対して行使し得る救済として明記していない。この「通商課題」は、将来の交渉における柔軟性の余地を残すことを意図してのものと一般的に性格付けることが出来る。

政府が実際の法案を議会に提出するためには、多くの細部について解決される必要がある。政府には TPA を確保するために必要な政治的資本を投入する用意があると思われ、

ビジネス界に議会へのロビー活動を強めるよう呼びかけている。アナリストは、議会の通商に關係する委員会のいくつかが、6月に貿易法案の検討を始めるものと予想している。

18. アプローチ

政府は、ボトムアップ方式を使って「貿易に関するコンセンサス」の再構築を探っている。議員の一部及び政府は、通商政策に関する国内的なコンセンサス無くして、米国が国際貿易領域においてリーダーシップを取り戻すことは出来ないと主張してきた。これまでのところ、市民社会問題が貿易に関するコンセンサス形成のための最大の障害となっている。

ゼーリック代表は、最近、議会公聴会において、議会に提出された2001年通商立法課題は、「何かしらを文書化する」と同時に将来の交渉に余地を残すための政府による計算された試みであることに特に言及した。

19. TPA (貿易促進権限、旧ファーストトラック)

WTOの新ラウンド、FTAA及びその他の地域・二国間協定を追求するたのTPAに関する政府の要請は、課題のトップに置かれている。

権限の有効期限に関して、政府は「いくつかの地域・二国間協定、及び出来得れば多角的貿易交渉の完了を可能とするに十分な期間」を要請している。また、政府はその延長メカニズムも提案している。

TPAを正式な法案とするには、解決を必要とする多くの細部が今でもあり、政府が法案を議会に提出した後になってもなお多くの議論を呼ぶと考えられる。具体的な協定がない場合、議員にとって広範なTPA権限について票を投ずるのは困難と主張する向きが多い。しかし、他方で、TPA無しで協定を交渉することは不可能と主張する者もいる。

20. その他の二国間協定及び途上国に対する特惠制度

2001年通商立法課題は、以下の項目を含んでいる。

- 米 - ヨルダン自由貿易協定(FTA)の実施
- 米 - ベトナム二国間通商協定の実施
- アンデス貿易特惠法の更新
- 東南欧州貿易特惠法の立法化
- 一般特惠制度(GSP)の再承認
- 米 - ラオス二国間通商協定の実施

この「通商課題」は、これらの法案を議会に提出する予定時期について明らかにしていない。また、米 - ヨルダンFTAにおける労働並びに環境条項など、協定の個別の項目に触れていない。政府は、米 - ヨルダンFTAが、労働並びに環境上の違反を貿易制裁の対

象とすることを認めていることから、もしこれが議会通过すれば他の協定の前例となる可能性があるとの懸念を表明してきた。

21. 市民社会問題

政府は、労働と環境の保護を向上させるために米国が講ずることが出来る措置の「工具箱」を提案した。ゼーリック代表は様々な機会を捉えて「工具箱」のアイデアを提案してきた。

この「工具箱」には、以下の措置などが含まれる。

- 中心的な労働基準の尊重及び実施のために、現行及び提案されている特惠貿易プログラム（一般特惠政道など）において労働規準を活用。
- 労働基準と貿易の相互関係を考察するために国際金融機関と協力を WTO に奨励。
- ILO の機能の強化。
- USTR 年次外国貿易障壁報告書において、環境に悪影響を及ぼすのみならず貿易と投資の流れを歪める措置に焦点を当てる。
- 貿易と環境政策が互いに補強し合う方法の論考を WTO の貿易政策検討及び APEC の個別行動計画に含めるよう提案。
- 外国輸出信用機関による環境指針の遵守を奨励。

労働及び環境上の違反に対する強制措置としての貿易制裁の使用が、この「工具箱」に入っていないことが注目される。

22. タイミング

「通商課題」は、各通商目的の個別の予定時期を示していない。政府が議会に法案を提出する形態が重要な要因になると思われる。もし政府が様々な立法案件を包括法案として議会に提出すれば、それほど論争とならない協定の審議を遅らせるであろう。政府が TPA 法案を議会に単独で提出すべきか、或いはより大きな通商一括法案の一部として提出すべきかの問題を扱った USTR のファクトシートでは、「政府はその問題について柔軟性を持って臨む用意がある」と記している。このファクトシートでは、様々な通商案件を同時に審議する方が議会にとってより効率的かもしれないと示唆している。

2001 年 5 月 10 日に、当時上院財政委員会の委員長であった Grassley 上院議員(共和党、アイオワ州選出)は、財政委員会が 6 月に通商関連案件を審議することを期待していると発言したが、上院本会議がこれらの問題を秋口までに審議するとは思えないと加えて述べている。Hastert 下院議長(共和党、イリノイ州選出)は、下院は、春遅く或いは夏初めには TPA を審議するであろうと述べた。

23. 政府の通商課題に対する議会の反応

「通商課題」に対する批判は、貿易協定において労働と環境をどのように扱うかというおなじみの議論に集中している。下院歳入委員会貿易小委員会の少数党代表である Levin 議員(民主党、ミシガン州選出)は「強制力を持つ中心的な労働及び環境基準は、交渉される貿易協定の不可欠の要素でなければならない」とする声明を公表した。また、同じ声明で「政府が提案するような、国連諸機関との議論は有益ではあるが、貿易交渉における強制力を持つ中心的な労働及び環境基準に対する取り組みに代わるものではない。」とも述べている。

下院歳入委員会の Thomas 委員長(共和党、カリフォルニア州選出)は、「通商課題」が民主党の関心事項を考慮に入れていることに言及しつつ、この「通商課題」の推進を期待すると、プレスリリースで述べている。

ゼーリック代表は、「政策課題」を貿易に関する国内的コンセンサス形成に向けた道筋に沿った新たなステップであると述べている。第一のステップは、民間部門、議会、及びその他の利害関係者の意見を聞くことであった。政府は、既にどれを対象に取り組むべきかの大まかな要綱を手に入れている。それでもなお、やるべき仕事はたくさんある。「厄介な問題は細部に宿る」こと、そしてこれらの細部が最も大きな努力と政治的資本を必要とするであろうことは衆目の一致するところである。

TPA の範囲及びその継続期間を含めて、今後解決されるべき困難な細部のいくつかは以下の通り。

- TPA の諸目標を協定に応じて変えるべきか？
- 進行中の交渉に対して、議会がどの程度のコントロールを有するか、また交渉中のどの時点で議員がコメントする機会を持つか？
- 個別の交渉毎に TPA を付与すべきか、或いはより包括的なものにすべきか？

ブッシュ政権は、TPA を確保するための努力に必要とされる政治的資本の拠出を厭わないと思われる。ブッシュ大統領は 4 月の米州サミットで、FTAA に関する真剣な交渉に非常に重要であると広く信じられている TPA の確保に向けた努力を強化すると約束した。政府は産業界に TPA 確保のためのロビー活動の強化を呼びかけてきた。例えば、有力なビジネス圧力団体であるビジネス・ラウンドテーブル(BRT)は、昨年の中国 PNTR(恒久的 MFN)法の議会通過に向けたロビー活動に関わった多くの同士とともに TPA のためのロビー・キャンペーンを既に組織していると言われている。

市民社会問題を如何にして通商政策に盛り込むかが、これまでのところ、TPA 確保のための最大の障害となってきた。民主党及び共和党のいずれも本件についてコンセンサスを形成するに至っていないが、一般的に言って、民主党は通商政策に市民社会問題を組み込むことを提唱し、共和党は市民社会問題を通商政策の範囲外で扱われるべきであると考えている。5 月に、当時上院財政委員会の委員長であった Grassley 共和党上院議員は、カナダ - チリ自由貿易協定にあるように労働及び環境規準の違反を貿易制裁ではなく制

裁金によって罰するとする協定は支持できると述べた。このカナダ - チリ FTA モデルは、民主党と共和党の妥協に向けた解決策となる可能性を秘めている。

政府が TPA を議会に提出する形式・方法がもう一つの困難な問題である。二つの有力な案は、包括(omnibus)アプローチと積み木(building block)アプローチである。

積み木アプローチ方式

多くの民主党議員は、通商政策に「積み木」アプローチが必要であり、それによって、米国-ヨルダン及び米国 - ベトナム貿易協定の議会通過などは、僅かな成果で貿易に関する国内的コンセンサスを得ることが出来ると主張している。このアプローチの擁護者は、政府に対して個々の協定を出来るだけ早く議会に送るよう迫っている。

包括通商法案

他の一方は、二国間通商取決めや TPA などの様々な通商案件を含んだ包括通商法案を議会に送るべきであると主張する。この包括アプローチの反対勢力は、TPA は、その他の通商案件よりもコンセンサスの達成がより困難であり、従って、いくつかの通商案件が、他のより対立の多い通商問題において合意に達しないがために、議会で立ち往生してしまうことになるかと主張している。

ブッシュ政権及び共和党の Grassley 上院議員は、共に包括アプローチを支持するとしている。これまで政府官僚は連邦議員と TPA について議論してきたが、両者が合意に近づいたとの兆候は見えていない。

C. WTO 交渉に向けたポジション

24. 301 条報告

2001 年 4 月、ゼーリック代表の指揮下にある USTR として最初の（優先外国貿易障壁の年次リストを提供する）301 条報告を公表した。

スーパー301 条 - 貿易拡大優先事項、新たな WTO 紛争を含む

スペシャル 301 条 - 海外における、TRIPs を含む、知的所有権違反

タイトル VII - 外国政府の調達慣行における障壁、WTO 政府調達協定を含む

クリントン大統領時代と全く対照的に、ブッシュ政権は外国の保護主義の評価に当たって抑制されたアプローチを採用している。今年の報告で特に目立ったのは、即刻 WTO 紛争行きの対象とされた外国政府が無かったことである。新たな WTO 紛争案件が無かったことは、新政権が移行期であるためと考えることも可能であるが、同様に、同政権が 11 月のドーハ WTO 閣僚会議での新ラウンドの立ち上げに向けて貿易相手国から支持を獲得しようとする期待の結果ともいえる。

「スーパー301条」優先外国貿易障壁

スーパー301条報告書は、もともとは(1988年包括通商競争力法第1302条によって追加された)1974年通商法301条で義務付けられていたが、1999年3月31日にクリントン前大統領によって署名された大統領令13116に拠って整えられている。ブッシュ政権は、年次ベースでのレビューを継続するか否か、或いは手続きに変更を加えるかを検討中である。

スーパー301条報告書は、貿易制裁の脅しを持って、外国貿易障壁に対抗する米国の行動を促してきた。過去においてこの報告書は、米国の裁判官及び陪審を自称して行動していると見なされて米国の貿易相手国の間で恨みを買った。しかし、WTOの設立によって、一方的な根拠で振る舞うことが少なくなり、その紛争の多くを多角的なレベルで持ち込むようになった。

今年のスーパー301条報告書で、米国は、即時に新たなWTO紛争を開始するという具体的な意思を示していない。この内容は、年毎に新たなWTO紛争に着手したクリントン前政権下における報告書とは対照的である。

今年のスーパー301条が最も議論の多い問題として上げたのは、EUのWTOのTBT協定に関わる規則・規制の立法手続きである。

- **事例EUの意思決定手続き・WTOのTBT協定** - 米国は、WTOの貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に関係するEUの立法手続きにおける透明性の欠如を取り上げている。EUは、強制規格に関する提案のWTOへの通知を、欧州委員会で最終的に採択され、他のEU決定機関である欧州議会や閣僚理事会に送られた後になるまで遅らせている。

例えば、米国の電子機器メーカーは、様々なタイプの廃電子・電気機器のリサイクル義務、及び電子・電気機器における水銀、カドミウムなどの物質の使用を制限する二つのEU指令案の影響を受けている。米国はWTOのTBT委員会において両指令案の内容、及びそれらが作成されるメカニズムについて異議を唱えた。301条報告書によれば、この透明性の欠如は、「WTOのTBT協定(2条9項)下におけるEUの義務の遵守に深刻な疑問を喚起する」としている。

「スペシャル301条」知的所有権保護

今年の「スペシャル301条」報告書は、多くの国々における知的所有権保護の欠如に重点を置き、「本年末或いは翌年初め」にWTOに提訴する可能性を保持している。しかし、新たな紛争処理手続の開始には触れていない。

- **事例：インドの特許制度** - インドの特許制度の不備、並びに現在の協議で建設的な結果が得られなければWTOに紛争を持ち込む可能性に言及。TRIPs規則は、インドに途上国待遇として、医薬品に関する特許の付与を2005年まで延期しているが、同様にインドはTRIPsに整合的な法制度を2000年1月1日までに整備することを義務付けられている。

今年の 301 条の発表文は、WTO 創設以降の過去 6 年と比較して穏当なものであった。いくらか驚きであったのは、現行の 301 条に基づいて新たな WTO 紛争を開始しなかったことである。新たな紛争の不在は、ドーハ閣僚会議での WTO 新ラウンド立ち上げに向けて途上国の支持を形成するためのプロセスと並行するものと見ることが出来る。特に、途上国が直面している、TRIPs やその他の約束を含む WTO 上の義務の実施に当たっての困難には、紛争処理による解決よりもさらに広い文脈を必要とするかもしれない。

D. 地域貿易アプローチ

5 月の「通商課題」で、政府は、主要貿易相手国と比較して、米国が自由貿易協定で後塵を拝していることを認めており、それに追いついて国際貿易システムで主導権を握ろうと務めている。

現在、世界には 130 件の特惠貿易協定があり、米国はそのうちの僅か 2 件(NAFTA 及び米-イスラエル FTA)の締約国であるに過ぎない。一方、EU はその他の国と 27 の特惠或いは特別関税協定を有し、メルコスールとの地域間自由貿易協定を含む 15 以上の協定について交渉中である。日本は、シンガポールとの自由貿易協定の交渉中であり、メキシコ、韓国及びチリとの協定を検討中である。

ブッシュ政権は、幾つもの道が自由貿易の世界に通じており、二国間或いは地域貿易協定が多角的自由化に代わる有効な選択肢であることを承知している。世界の貿易システムにおけるこれら特惠協定の効果について議論に入るまでもなく、WTO では全ての国が拒否権を持っており、多角的な妥協に向けた歩み寄りに多大な時間がかかるため、自由貿易に向けた WTO における進展は遅々としていることは否定しがたい。

新政権は、「政策課題」で明言したように、地域貿易アプローチを一層利用することに意欲的である。二国間及び地域貿易協定は、自由貿易をさらに進んで且つより早く達成し、同時により弱い貿易相手国に相対して米国の強い交渉上の立場を利用するための手段である。また、これらの協定は、異なる交渉の文脈において、その他のより消極的な国に圧力をかけることによって、交渉を加速させる道具となる。最後に、この戦略は、様々な異なるフォーラムにおいて交渉を同時に進める間は、米国が、より広い作戦行動の余地を持つことを可能にする。

ブエノスアイレスの閣僚会議やケベックでの首脳サミットにおいてブッシュ政権が FTAA への肩入れを強調したことから、同政権が WTO 新ラウンドの立ち上げよりも地域又は二国間自由貿易を支持しているのではと考える向きもあるかも知れない。しかし、WTO は米国にとって、EU と日本、インドやその他の途上国、そして、近い将来においては中国や台湾などの主要貿易相手国と交渉するための不可欠なフォーラムとして引き続き機能すると思われる。

ブッシュ政権は、前政権から以下を引き継いだ。

- 締結済みのもの：米 - ヨルダン自由貿易協定
- 進行中の地域協定交渉：FTAA
- 交渉中の2つの二国間協定：シンガポールおよびチリ
- その他検討中のもの：韓国、オーストラリア

このように、現在ブッシュ政権は、WTO、FTAA および自由貿易協定を通じて異なるフォーラムで貿易目的を追求しているように見受けられる。この戦略は、米国に、交渉に際してより広い作戦行動の余地を与え、交渉中の貿易相手国に圧力をかけることを可能にする。例えば、政府は、ある枠組みでの交渉を押し進めることで、別のフォーラムでの交渉を一定のレベルまで加速することを追求する可能性がある。特に、米国は、たとえそれぞれの交渉における目標が異なっているとしても、FTAA 交渉を梃子に、WTO での交渉に弾みを付けることができるかもしれない。FTAA を交渉すると同時にチリなど一部ラテンアメリカ諸国との二国間合意をまとめようとするにイニシアティブにおいても同様のことが言える。

政府は、地域協定に向けた交渉ポジションに対する二大指針を明らかにしている。

- **貿易救済法の除外** - 米国は、自らの貿易救済法を交渉の対象としないであろう。政府は、少なくとも、FTAA プロセスにおいて大きな障害をもたらすと思われる本件に関しては、議会の大多数の意見に従うつもりである。
- **環境・労働にリンクさせず** - 貿易制裁の環境・労働基準へのリンクを、これを外国貿易政策の重要な優先事項としていたクリントン前政権とは対照的に、ブッシュ政権は拒否した。この議論の多い問題は、TPA を獲得するに当たって議会のコンセンサス形成を遅らせる可能性があることから、国内レベルでの障害を構成する可能性がある。しかし、(労働・環境条項を含む)米国-ヨルダン協定については、TPA を通過させるために、議会による承認に歩調を合わせることに同意するかもしれない。

また、政府は特惠自由貿易協定(FTA)を望むいかなる国とも交渉する用意があるとの声明を出している。FTAA の場合、もし交渉が失敗あるいは遅滞を来すようであれば、米国はそれに代えて、又は並行して二国間 FTA 交渉の道を探るとされる。この米国の声明は、FTAA の前進に二の足を踏む可能性のある FTAA の主要関係国(例えばメルコスール諸国、ただし主にブラジル)に直接向けられたメッセージである。最終的に、米国は、自らの目的達成のために力づくの交渉姿勢で臨むつもりである。

米州地域諸国に加えて、米国は、ヨルダンとの議論の多い協定(労働・環境条項を初めて取り入れており、ブッシュ政権から完全に支持されていない)をすでに締結しており、シンガポールとの FTA を交渉中であり、さらに韓国やオーストラリアとの交渉を開始するとみられる。

異なるフォーラムで複数の相手国と同時に交渉する可能性によって、米国は個々の問題を交渉する最善の枠組みを選択することができる。その一方で、米国は特定の交渉フォーラムにおいて、微妙な問題の議論を、別のフォーラムで交渉されるべきであるとの言い訳を

もって回避できるでかもしれない（例えば農業を FTAA や二国間協定ではなく WTO で、投資を WTO でなく FTAA で等）。と同様に、いくつかの米国の提案は、様々なフォーラムで首尾一貫して提出あるいは討議されることもある（例えば、関税自由化努力）。

米国政府は、すべての前線で自由化に向けた積極的なアプローチを採用する用意があると思われるが、貿易相手国との交渉で信頼性を確立するためには近い将来に TPA（貿易促進権限；ファーストトラック）を獲得することが重要となる。

25. 米州自由貿易領域(FTAA)

2001 年 4 月 20-22 日にカナダのケベック市で開催された米州サミットは、予想通り、FTAA プロセスに向けた政治的な気運を高めた。34 カ国もの国の間での自由貿易領域の設立に伴う実際上のジレンマに関する多くの識者の憂慮にもかかわらず、米国及びいくつかのラテンアメリカ諸国の FTAA に向けた強い政治的意志は明白である。今だ先行き不透明な WTO 新ラウンドと対比して、FTAA は具体的な期限並びに議題を持つ進展中の交渉である。

ブッシュ大統領は、大統領選挙期間中及び就任後も、FTAA プロセスに向けた強い肩入れを表明してきた。この点で、クリントン政権下での以前の米国のポジションからは大きく変化している。昨年、多くのラテンアメリカ諸国が、これまでの FTAA の進展の遅れは米国のリーダーシップの欠如に起因すると強く主張してきたことは特に言及するに値する。ブッシュ政権は、今や FTAA に対する態度を鮮明にしており、政府にとって次なるステップは、TPA に対する議会の支持の確保である。市民社会問題をどのように貿易政策の文脈に取り込むかを巡って意見が分裂していることを考えれば、これは困難な課題であると思われる。ブッシュ大統領は、米州サミット後に TPA 確保のための努力を強化すると公約しており、政府の「貿易立法課題」にも FTAA を含めている。

米国は、ブラジルへの一層高い市場アクセスを切望しており、そのブラジルはラテンアメリカでもっとも大きな経済圏であることから、FTAA 諸国の中では、とりわけ米-ブラジル枢軸関係が FTAA プロセスを支配すると思われる。これまで、ブラジルは、メルコスール全体として交渉すると主張し、それがために一つの経済ブロックとして進行を遅らせ、米国にとって事態を困難なものにしてきた。米国は、アルゼンチンやウルグアイに二国間交渉を申し入れることによって、この勢力均衡(counter-balancing)ブロックを打破しようと試みている。加えて、メルコスール準加盟国であるチリと FTA を交渉する米国の努力は、メルコスールに FTAA 交渉を促す圧力として作用している。

FTAA の主要な決定： 期限、協定案、市民社会参加及び民主主義条項

第 3 回米州サミットに先だって開催されたプエノスアイレス閣僚会議で、各国閣僚は、実質的な作業を殆どを完了し、その勧告を米州サミットにおける首脳の承認に委ねた。

最も注目に値する勧告は、

- 合意案の公表

• 交渉期限を、加速化して 2003 年とせずに、2005 年としたことである。

さらに、FTAA 閣僚会議は、多くの FTAA 交渉グループの交渉手順に期限を定めた。その他の勧告として、特に言及すべき点は以下の通り。

- **タイミング** - FTAA 交渉を 2005 年 1 月までに終結し、その後、できるだけ早く合意を発効させる、ただしその発効は 2005 年 12 月に遅れることがあってはならない。
- **透明性** - サミット後、FTAA 協定案を、4 つの公式言語で公表することに合意。さらに、市民社会団体からの提案は、各交渉グループにおける FTAA 交渉に直接に伝えられるべきであることに合意した。
- **地域主義** - FTAA が二国間及びより小さい地域における合意と共存できることを繰り返した
- **新たな規制の導入回避** - 地域の貿易及び投資に悪影響を及ぼす可能性のある政策或いは措置の適用を、可能な限り回避するとともに、米大陸域外国に対して新たな障壁を課すことを回避する約束をした。
- **開発** - 米大陸各国の開発のレベル及び経済の規模の違いに配慮することを約束した。

また、FTAA 閣僚会議は、貿易交渉委員会(Trade Negotiation Committee)に以下の指示を与えた。

- 全ての交渉グループにおいて進展が見られるよう確保し、市場アクセスに関する交渉を 2002 年 5 月 15 日までに開始するよう指導すること。
- 2002 年 10 月にエクアドルでの開催が決まっている次回 FTAA 閣僚会議で審議するための FTAA 第二次草案を準備すること。
- 開発の程度及び経済規模における違いの取扱いに適用する方法に関する指針を作成すること。
- 次回 FTAA 閣僚会議までの 1 年半の期間に少なくとも 3 回の会合を持つこと。

閣僚会議宣言は、様々な交渉グループの日程表を含んでいる。主なものは以下の通り。

市場アクセス

- 関税交渉の方法及び手順について、2002 年 5 月 15 日までの交渉開始を目標に、2002 年 4 月 1 日までに貿易交渉委員会(TNC)に勧告を提出する。
- FTAA 原産地規則を確立するための日程及び手順を、2002 年 5 月 15 日までの交渉開始を目標に、2002 年 4 月 1 日までに決定する。
- 非関税措置に関する予備的な一覧表を作る。
- FTAA セーフガード制度の交渉の進捗について、2002 年 4 月 1 日までに報告する。

投資

- 交渉の手続き・手順に関する勧告を、2002年5月15日までの交渉開始を目標に、2002年4月1日までTNCに提出する。
- 貿易救済法の運用及び施行のためのルールと手続きを改善することを目的とした共通の理解を得るために使用される方法論について、2002年4月1日までTNCに提出する。

政府調達

- 交渉の指針、手続き、及び期限に関する勧告を、2002年5月15日までの交渉開始を目標に、2002年4月1までにTNCに提出する。

民主主義条項

さらに、米州サミット関係国にとって、民主主義が必要条件であり且つ継続する義務であることに合意した。米州サミットの最終宣言で、FTAA関係36ヶ国の首脳は、「米大陸の特定の国家における民主的秩序の憲法に反する改変或いは妨害は、当該国政府の米州サミットプロセスへの参加にとって克服不可能な障害となる」ことを規定する「民主主義条項」を最終宣言に含めた。しかしながら、これをもって、FTAA関係国にとって義務的である、或いは同条項を民主主義に関連して貿易制裁にリンクさせる、と解釈されるべきではない。

現在、キューバを除いて米大陸の全ての国家は民主主義である。いくつかの国は、キューバのFTAA交渉への参加の可能性を検討する気になっているが、一方で米国は、キューバの孤立の継続を求める急先鋒となっている。

米-ブラジル関係

識者の多くは、ブラジルの支持無くしてFTAAはあり得ないと強く主張している。財、サービス及び政府調達におけるブラジル市場へのアクセス改善が従来からFTAAにおける米国の主要な目的であったことから、米-ブラジル二国間関係はFTAAの進展にとって重要となると思われる。

米国の交渉戦略には、ブッシュ政権の下においても、変更はない。唯一の大きな変化は、FTAAプロセスに対するブッシュ大統領の強い肩入れと共和党政権の通商チームによって新たな梃子入れがあったことである。

ブラジルは、米国のパワーと均衡を図るべくメルコスールを通して交渉している。また、ブラジルの政府関係者は、ブラジルはFTAAを支持するが、メルコスールが最優先事項であると折りの触れて繰り返している。このことが米国にとって変わらぬ頭痛の種となっており、主要な閣僚会議を捕らえては、メルコスール加盟国や準加盟国に対し二国間交渉を申し入れることで、メルコスールブロックの打破を試みてきた(今年4月のブエノスアイレス、準備作業の第一段階を終え、米国が交渉開始を決意した1998年のサンホセ閣僚会議でそのような行動に出た)。

同時に、ブラジルは、ラテンアメリカ諸国にとって最も重要であり且つ米国にとって非常にセンシティブな問題についてラテンアメリカ諸国を主導することが期待されている。

ケベック市での首脳サミットにおけるスピーチで、ブラジルのフェルナンド・エンリケ・カルドーゾ大統領は、「望ましくない FTAA」と「歓迎すべき FTAA」を区別する以下の 6 つの条件を明らかにした。

- 1) ダイナミックな市場アクセス
- 2) アンチダンピング国内規則の見直し
- 3) 非関税障壁の縮小
- 4) 技術協力
- 5) 農業（市場アクセス及び補助金）
- 6) 保護主義的な歪曲措置の撤廃

これらは、チリも加えたメルコスール諸国の条件でもある。

FTAA においてブッシュ政権にとって争点となる問題

2. 農業

ゼーリック USTR 代表は、FTAA において米国の農業に対する国内支援並びに米国の貿易救済法の実質的な変更を交渉する道を閉ざそうと模索している。両問題とも米国議会にとってセンシティブな問題であるが、一方で米大陸の貿易相手国にとっても最優先事項である。

農業に関して、米国が FTAA において採用しているアプローチは、補助金問題は WTO レベルにおいてグローバルに検討されるべき重要な問題であるというもの。米国は、農業に関して他の 33 ヶ国の米大陸諸国との間では EU や日本との間であるような大きな問題が存在しないとして、FTAA で農業補助金を議論することに意欲的であることを明らかにしている。

ゼーリック代表は、2001 年 5 月 8 日に下院歳入委員会貿易小委員会で、（農業補助金問題について）率直に言って WTO ラウンドに比べ交渉条件において米国がより困難な立場に置かれる FTAA で譲歩することには同意できないと発言している。これを事実上の戦略とするか、あるいは農業補助金問題に関する議論を回避するための方策とするかは今後の議論を待たなければならない。注目すべきは、農業に関する協定で合意済み議題として交渉が既に開始されている WTO の農業委員会において、米国が、輸出信用問題は OECD レベルで議論されてきたとして、本件の議論を開始する提案に反対したことである。いずれにせよ、WTO における EU や日本との交渉で米国と連携を組む可能性のあるラテンアメリカ諸国の関心事項を無視することも出来ず、米国は困難な立場に置かれている。

3. 貿易救済法

貿易救済法に関しては、立場はいくらか異なる。米国は FTAA 或いは WTO のいずれにおいても貿易救済法の規律の議論を望んでいない。米国は、同国の国内法が WTO の規律に完全に整合的であると考えているとしてアンチダンピング或いは補助金協定の交渉を拒否すると見られる。ゼーリック代表によれば、多くの国が米国のアンチダンピング及び相殺税法の変更を望んでいるが、「我々のポジションは、これらの法律を変更したくない」であるとしている。にもかかわらず、同代表は、米国が貿易救済手続きの透明性に関する議論を望んでいることを繰り返し述べて、これが貿易相手国による AD 及び CVD に直面する米国輸出者の利益になると指摘している。

この立場は、まさに 62 人の上院議員が大統領に貿易救済法を弱体化しないよう要求していることに見られるように、議会の意見と一致している。同時に、大統領の通商立法課題は、不公正貿易慣行と戦う米国の能力の温存を優先事項として強調することで、この立場を反映している。

米国が AD、CVD 両問題の議論を拒否し、これらの規律に同意していることは、最終的な FTAA 合意達成にとって重大な障害となるであろう。これらの問題はラテンアメリカ諸国の最優先事項であり、議論が避けられることがあってはならない。ラテンアメリカ諸国は、主として農産品輸出国であり、特にメルコスール諸国やチリでは、特定産品においてかなり大きな比較優位を持っている。これら諸国は、先進国の農業補助金並びに世界市場におけるその貿易歪曲効果、そして最近ではこれら諸国の産品（例えばハチ蜜、葡萄など）に対する米国貿易救済法の悪用に異を唱え続けてきた。米国はラテンアメリカの貿易相手国による苦情のいくつかを誇張されたものと見なしており、そのため、これまで本件について真剣な提案をしていない。

4. 労働・環境基準

米州サミットでのブッシュ大統領の演説は、労働・環境基準規律の尊重を主張することで、議会に向けた直接のメッセージとなっていたが、これらを貿易制裁に結びつけることはしなかった。同様に、首脳宣言では、ILO の基本的な規範並びに環境基準を尊重すると約束するに過ぎなかった。これは、クリントン前政権によって支持されたポジションの大幅な変更を意味し、労働・環境基準を保護主義の口実として使うべきではないと主張するラテンアメリカの貿易相手国と本件を議論することが容易になる可能性がある。

労働・環境に関して、ゼーリック代表は、貿易の拡大そのものが、NAFTA におけるメキシコと同様、諸国の経済発展を向上させるように労働・環境基準を引き上げると強調している。「後ろから拍車をかけなくとも、NAFTA そのものがメキシコの環境基準を引き上げ、環境保護を監視・実施する権限を持つ機関に新たな権力を与えた。」と同代表は述べている。また、ゼーリック代表は、労働・環境基準の向上を、米国からの要求とは気付かれない局所的な優先事項とするというアイデアについても議論した。

大統領の貿易立法課題もまたこの立場を反映しており、市民社会の関心事項を解決するための「工具箱」というアイデアを編み出した。ゼーリック代表によると、この工具箱は、労働及び環境法違反に対処するための選択肢の多様性を可能にする。この工具箱には、例えば援助プログラムに関連するインセンティブ、多数国間の開発銀行を通じた融資、特惠貿易、及びILOの役割の強化などが入っている。

E. 二国間自由貿易協定

ブッシュ政権は、特惠的な自由貿易協定(FTAs)の締結に向けた貿易相手国との交渉に意欲的であることを明らかにしている。二国間 FTAs の相手国が米大陸の範囲内にあるか或いはその他の地域であるかによって、この戦略が持つ意味は異なってくる。ゼーリック代表は、FTAA と二国間協定の間に二律背反は無いとしている。

米大陸の文脈における政府の二国間協定に対する支持は、以下のように解釈することが出来る。

- FTAA が失敗した場合の代替物
- 交渉の進展に意欲的でない国々（主としてブラジル）に圧力をかけることによって、一部のラテンアメリカ諸国から支持を獲得するための戦略

伝えられるところでは、ブッシュ政権の一部では、米大陸の FTAA ではなく二国間協定の追求を好んでいると言われている。多くの国が米国と貿易について議論するために集まる場合、何時もこれらの国々が、貿易の自由化には段階的移行期間が必要であるとして新たな保護主義的障壁を形成してきたように見えると信じる向きがある。それに代わって、国対国の交渉の場合、米国にとって新たな譲歩を与えずに外国市場を自由化することはずっと容易になる（例えば、中国 WTO 加盟及びシンガポールとの FTA 交渉）。従って、このことがチリ、シンガポール及びその他の二国間協定に意欲的な貿易相手国との FTA の早期締結を急ぐ米国の努力を説明するかもしれない。

更に、過去近 2 ヶ月において、アルゼンチンとウルグアイが米国との FTA の検討に興味を示している。メルコスールの内部における危機とブラジルとの同盟関係を維持するか否かについてのこの 2 ヶ国の迷いに乗じて、米国はこれらの国との交渉に応じ、その際にチリとの FTA 交渉をモデルとするであろうと言われている。この戦略は、ブラジル政府に対し FTAA プロセスの日程を加速化させるための圧力をかけることを明らかに標榜している。他方で、ブラジルとの関係で影響力を獲得しようとするアルゼンチンとウルグアイの戦略と見ることも出来る。しかし、アルゼンチンとウルグアイが、米国と個別に交渉するためにメルコスールを離脱することは考えられない。

26. 米国 - チリ

チリと米国との交渉は随分前に始まったが、1994以降ファーストトラック権限が無かったために遅延している。そうこうする間に、チリは他のラテンアメリカ諸国やメルコスールといくつかのFTAを締結し、EU、ニュージーランド及びその他アジア諸国とのFTA交渉を開始した。

2000年11月、クリントン政権は、チリの同意も得ずに、米-チリ両国が二国間FTAに向けた交渉を再開する決定をしたと発表して、メルコスール内に重大な危機を引き起こした。その当時、チリのメルコスール加盟のためのチリとメルコスール間の交渉が開始されるばかりであった。

両国は、この二国間協定が、更に複雑なプロセスであるFTAA交渉を無視できないことを十分に承知している。いずれにしろ、この二国間協定は、FTAAの将来の形態及び内容に関して何らかの手掛かりを与えられることからのFTAA交渉プロセスに大きな影響力を持つ可能性がある。チリは、既に、労働・環境条項を、貿易制裁によって強制されないとの条件の下で、これを受諾することを明らかにしている。しかし、最近の米国によるチリ産品(葡萄)に対するAD措置が協定の締結を遅らせるかもしれない。この協定は、2001年末までに締結される予定となっている。

27. 米 - ヨルダン FTA

米-ヨルダンFTAはクリントン政権末期の2000年11月に締結されたが、共和党及びブッシュ政権が同協定の労働・環境条項に反対していることが主たる理由となって、未だに議会で承認されていない。

米国とヨルダン双方にとって同FTAの貿易上の潜在的な重要性は幾分低いものの、同FTAは、環境・労働条項を含んでいることから、論争の的となっている。同FTAが相手国による国内労働・環境法の意図的な不履行に対する制裁を可能にしていることから、ブッシュ政権と多くの議会共和党は、同協定の現行の形態における受諾が悪しき前例となることを恐れている。

一方、議会民主党及び市民社会団体は、FTAやその他の貿易協定に労働・環境条項を含めることに失敗すれば、TPA(貿易促進権限)の更新やその他の貿易優先事項に向けた努力が滞ることになるであろうと警告している。このように、米-ヨルダンFTAは、それ本来の理非よりむしろその革新的な条項の犠牲となっている。

政府は、今もってヨルダンとのFTAにどのように対処するか踏み切れないでいる。同協定の議会承認が通商立法課題に優先事項として含まれていたが、どのような形態で或いは何時、政府が法案を議会に送るかは不明確なままである。2001年3月の下院歳入委員会の公聴会で、ゼーリック USTR 代表は、労働・環境条項を検討するに当たって、目標とするところは国内において必要な(critical mass)支持を形成することであると述べた。これに応じて、民主党議員は、一つの協定を確保するために他の協定を断念するような状況に

なることを危惧して、米-ヨルダン協定と他の貿易交渉を一括化することに警告を発している。

大統領通商立法課題は、労働・環境基準向上のために米国が採用すべき措置の「道具箱」を提案したが、米-ヨルダン協定にあるような労働・環境条項を含んでいない。このことは米州サミットにおける米国のポジションと一致している。

従って、政府が TPA の承認を獲得するために、議会との妥協の一貫として米-ヨルダン FTA を修正することなく議会を通過させることを受け入れるか、又は、TPA 権限の付与が遅れたり妨害されたりする危険を冒して、同 FTA の再交渉を求めるか或いは同 FTA に解釈文を付属して労働・環境条項の実施を強制するための貿易制裁の利用に関する文言を和らげるだけか等、まだまだ憶測の余地がある。いずれにしろ、この議論の帰結は、現在交渉されている他の FTA に非常に大きな影響力を持つであろう。

28. 米 - シンガポール FTA

ブッシュ政権は、クリントン前政権からの持ち越し事項であるシンガポールとの FTA 締結も通商立法課題に優先事項として含めている。

クリントン前大統領とシンガポールのゴ・チョクトン首相は、2000 年 11 月、二国間 FTA に関する交渉の立ち上げに合意した。それ以来、既に 3 回の交渉が行われてきた。米国とシンガポールは、最近では 2001 年 5 月に交渉のラウンドを終えているが、両国共に、実質的な進展はあったものの処理されるべき多くの作業が残っていると述べている。両国間の次の交渉は 7 月と 9 月に予定されている。交渉担当者は、目下のところ FTA 締結の目標は 2001 年末であると言っている。

米国とシンガポールの交渉担当者による共同声明で、両者は、物品の貿易、関税及び原産地規則、金融サービス、電気通信、電子商取引、投資、繊維、知的所有権、及び紛争解決などの広範な問題を議論してきたと述べた。

米-シンガポール FTA は、米国内で広い超党派的な支持を享受している。この支持は、同協定の米国議会の確実な通過を保証している。シンガポールとの FTA は、アジア大洋州地域における第一歩と目されており、オーストラリアや韓国を含む同地域の他の国との将来の FTA の先例となるであろう。

29. 米 - オーストラリア FTA

2001 年 3 月 7 日、USTR 代表として始めての下院歳入委員会の公聴会で、ゼーリック代表は、オーストラリアとの FTA に関心が高まっていることを確認した。他方で、同代表はこの協定がオーストラリアの選挙運動において政争の具とされないことを確保したいとしている。ゼーリック代表は、同協定には検討すべきセンシティブな問題があるが、今なお米国の目標を精査しているところであると述べている。

30. 米 - 韓 FTA

2001年5月17日、国際貿易委員会(ITC)は、米-韓 FTA の可能性に関する一般公聴会を開催した。ITC は、2001年1月の上院財政委員会からの要請の結果として FTA の効果に関する調査を行っている。

ブッシュ政権は、明らかに二国間及び地域貿易協定に関心を持っていることは、FTAA への支持からも明証されるところ。また、同政権は、特にアジアにおいて、韓国のように、戦略的目標を支える同盟関係の形成に関心があるが、韓国との協定は大統領の貿易立法課題に言及されていなかった。

目下のところ、ブッシュ政権にとって新たな貿易協定を前進させることは困難と思われる。同政権は、締結済みの協定(米-ヨルダン FTA や米-ベトナム二国間貿易協定)の議会承認に取り組まなければならない、また、FTAA の交渉を最優先事項とすると明言している。しかし何よりも、2001年通商立法課題の第一の優先事項である TPA の更新を手に入れなければならない。

IV. 米国政府及び議会の優先事項、並びに WTO 交渉に向けたアプローチ

WTO の新ラウンド立ち上げに関して、米国のアプローチは慎重であるが気乗り薄というわけではない。ブッシュ政権は、具体的な WTO 上の目的を提示するに先立って、議会や国内団体における強固なコンセンサスを形成する必要があると思われる。

今のところ、米国は、WTO 閣僚会議や新ラウンドを立ち上げるか否かに対して「静観アプローチ」を採用しており、EU や日本のより熱心な姿勢とは対照をなしている。このことは米国が、新ラウンドの立ち上げに反対はしないものの、新ラウンドの開始のために大きな譲歩をする用意がまだ出来ていないことを意味する。

EU と日本が、投資、競争、AD 規則や環境などの問題領域をカバーする幅広い交渉のラウンドを求めて準備作業を先導する一方で、米国は WTO 閣僚会合や新ラウンドの立ち上げ如何について静観を決め込んでいる。米国政府高官による新ラウンドを支持する様々な声明にもかかわらず、ブッシュ政権の新ラウンドに対する支持は今ではっきりしないままである。

EU と日本は、特に米国がドーハ閣僚会議においてどのような性格の交渉を支持しようとしているのかに関してその政策をより明確に描くことを期待している。このことは交渉議題について協力し合意するために不可欠である。WTO のムーア事務局長は、7 月までにラウンドの議題に大きな進展がなければならぬと指摘したが、EU はまだ猶予があると考えて、このアイデアを拒否した。EU のポジションは、米国内における議論の期間についてより現実的であり、TPA に対するコンセンサス達成のためにブッシュ政権に延長時間を与えている。

また、米国、EU、日本及びその他の先進国は、ウルグアイラウンドで合意された諸協定の実施問題を議論することに意欲を表明しているが、現行諸協定の修正を新ラウンドの枠組みで議論すべきか否かに関しては懸け離れた要求を述べている。これらのトピックを新ラウンドの議題に含めることに条件を付けているエジプト、インド、マレーシアなど一部の途上国にとって、これらの問題は非常にセンシティブな案件である。

TPA の更新を巡る米国議会での論争が、米国がドーハ閣僚会議に向けた具体的な交渉目的の策定に遅滞を来した主要な理由の一つであることは明らかだと思われる。

一方で、USTR は WTO 閣僚会議における立場を明確にするための内部手続きに携わってきた。在ジュネーブ米国 WTO 代表部のデヴィッド・シャーク次席代表は、米国は農業とサービスに関する約束済の交渉に加え、鉱工業品の関税、より迅速な通関手続きを含む貿易円滑化、政府調達における透明性及び電子商取引のような新たな問題に焦点を当てた限定的なラウンドを支持するとしている。その他の問題については、米国は今もって自らの立場を検討中である。

F. 貿易促進権限(TPA)

ブッシュ政権では、WTO 交渉は、貿易促進権限（「TPA」、以前は「ファーストトラック」）の更新に密接に関連付けられてきた。

1. クリントン政権

クリントン政権時代を通して、共和党が支配する議会と民主党の大統領の間であって、TPA の更新は行き詰まったままであった。TPA は貿易法案について 90 日以内に投票することを議会に義務付けている。特に、貿易協定に労働者の権利と環境基準を保護するための強制力を持つ条項を要求する下院民主党と組織労働者からの反対で、クリントン政権は、1994 年の期限切れ以降、ファーストトラックの更新に失敗する結果となった。

2. ブッシュ政権

ブッシュ政権は、TPA の更新を最優先事項に位置づけ、前政権とは対照的に、労働・環境条項は保護貿易主義の隠れ蓑であるとして非難してきた。それでも、議会は TPA 問題を巡って意見が分かれたままである。また、共和党が上院の支配を失ったことや下院における共和党優位も以前ほどではないことからこれらの意見の相違が拡大するかも知れない。

TPA の支持者は、TPA は、米国が EU やその他諸国の後塵を拝してきた貿易協定を交渉するために不可欠であることを例証している。TPA は、米国議会が貿易協定を破棄する可能性を低下させることから、貿易相手国との交渉に当たって、米国の交渉者への信頼感を高める。一方で、TPA の反対勢力は、制限のない TPA によって、議会が貿易交渉を支配・監督する憲法上の権限を明け渡すことになることを恐れている。さらに、TPA を取り巻く論争は、貿易協定の枠組みにおいて如何にして労働や環境などの非貿易関連要素を扱うかに集中している。

ゼーリック USTR 代表は、米州協議会(Council of the Americas)でのスピーチで、貿易自由化に向けた米国の目標を貿易相手国が真剣に受け止めるため、ブッシュ政権は、2001 年末までに TPA が必要であると述べた。ブッシュ政権は、今秋の議会投票を期待して、民主、共和両党の支持の獲得に向けた苦しい戦いをしている。

G. 米国の貿易立法課題

TPA の議会通過の見通しは、ブッシュ政権の貿易課題の内容に依存しないにしても深く絡み合っている。貿易課題の具体化は、議会に TPA の迅速な通過或いはそれを遅らせるよう促す利害団体の影響力に左右されるであろう。TPA の範囲及び交渉結果に既得権益を持つ米国の団体は、彼らの利権の保護を確実にするべく議会に対して精力的な陳情活動を行っている。

1. 労働

TPA を遅延させることに重要な利害を持つ団体は、労働者の権利と環境基準の国際的な実施に関心を寄せる米国の組織労働者である。AFL-CIO(American Federation of Labor and Congress of Industrial Organization、米労働総同盟産別会議)が、貿易ルールが支持しなければならぬと主張する中に以下のものがある。

- 結社の自由、団結権、児童労働の禁止などの中心的労働基準
- 持続的且つ民主的な開発
- 多角的な環境諸協定(MEAs)が貿易ルールに優先する多角的協定による環境の保護

AFL-CIO は、TPA は公衆が時宜を逸することなく交渉テキストにアクセス出来るようにするための条項を含まなければならない、また、貿易協定は、国家の法律を紛争に持ち込むことを投資者に許可すべきでない或いは公益事業や公衆衛生が弱体化されることを許すべきでない、との主張をしている。

2. 環境

環境活動家で構成される利益団体は、衛生及び安全基準にも関心を持っている。労働及び環境利害団体は、貿易協定は労働・環境基準の国際的な実施を求める条項を含むべきと主張している。

3. 労働及び環境「工具箱」

米国には自由貿易に対する超党派的な支持は依然として存在するものの、民主、共和両党の幹部は、貿易協定が労働、環境及び人権などの社会基準を含むべきか否かに関して意見が異なっている。典型的な例としては、共和党がこれらの基準を含めることに慎重な一方、民主党は貿易協定とこれらの基準の関連付けに関する基本的な主張を支持している。例えば共和党幹部は、チリ、ヨルダン及びシンガポールとの自由貿易協定交渉のみならず WTO 交渉においても労働・環境条項を含めようとしたクリントン政権の努力を非難してきた。

NAFTA の交渉期間中の 1993 年に、両党は労働・環境基準を NAFTA 協定本文に直接組み入れずに補完協定とすることで妥協した。しかし、近年、クリントン前政権は意見の不一致を世間の注目に晒すような行動に出た。例えば、労働基準は貿易制裁によって実施を強制されるべきとした 1999 年 12 月の WTO シアトル閣僚会議クリントンの発言は、貿易相手国や米国議会指導部からの相当な抵抗にあった。また、クリントン政権は、ヨルダンと労働・環境基準を組み込んだ FTA を交渉したが、これは、同条項を協定の本体に組み入れた今まで初めての貿易協定である。

ヨルダンとの FTA の貿易上の意義は小さいが、クリントン前政権は、同協定の労働・環境条項を、後に控えるチリやシンガポールとの二国間貿易協定の潜在的なモデルとして作成しようと試みた。ブッシュ氏の大統領指名を前にしても、共和党幹部は、チリとシン

ガポールとの FTA の締結は、次期大統領の超党派的な貿易プログラムを策定する能力を弱体化するものと警告していた。上下院の民主党議員は、労働・環境条項を貿易協定交渉における優先事項とするべきであると主張してきた。対照的に、上院の商務・化学・運輸委員会のジョン・マケイン委員長など共和党幹部は、これを除外すべきであると述べていた。

民主、共和両党とも、労働・環境基準の重要性を強調している。しかし、両党は労働・環境問題が貿易交渉或いは貿易協定の一部を構成すべきか否かについて意見を異にしている。

多くの下院民主党議員並びに労働組合は、貿易協定は、労働者の権利の擁護や環境の保護を履行できない政府に制裁を加えるものであるべきとの主張をしている。これに反して、共和党と産業界は、概して、労働・環境条項を保護貿易主義の一形態と考えている。ブッシュ大統領は、貿易協定の労働・環境条項を「新たな種類の保護貿易主義」として使うべきでないと発言している。

2001 年 5 月 10 日に公表されたブッシュ大統領の貿易立法課題では、より良い労働基準を促進するために、現存する貿易特惠プログラムに労働上の条件を設けることを提唱しているが、一方的貿易特惠プログラムにおける環境条件の設定には触れていない。この貿易立法課題は、強制力を持たせるための選択肢として罰金或いは制裁のいずれについても特に言及はしていない。

下院歳入委員会貿易小委員会の長老議員であるサンダー・レヴィン(Sander Levin)民主党議員は、強制力を持つ中心的労働・環境基準を交渉される貿易協定の不可欠な要素とする必要があるとして、「工具箱」アプローチを批判した。また、グラム(Gramm)、マコウスキー(Murkowsky)両共和党上院議員は、提出された「工具箱」は、労働・環境と貿易の関連を十分に明確にしていると論評した。

ゼーリック USTR 代表は、これに応えて、通商立法課題は、議論喚起を意図したものであって、労働及び環境に対処するための確立したメカニズムではないとしている。

4. 鉄鋼産業

過去 3 年に亘って韓国、台湾、中国並びにブラジルなど国による米国市場における鉄鋼のダンピングによって蹂躪されたと不平を訴えてきた米国鉄鋼業界は、アンチダンピング法や相殺税法など米国の貿易救済法の国際的な交渉は、如何なるものであってもこれに反対するとしている。米国鉄鋼業界は、これらの法律は、脆弱な産業を不公正な外国貿易慣行から保護するために不可欠であるとしている。同業界は、新ラウンドで交渉されれば、現行の米国貿易救済法が弱体化されることになるかと恐れている。

全ての鉄鋼団体は、議会（特に民主党）の支持を受けている。共和党が上院における支配を失ったことで、これらの団体が政府に対して、TPA と引き替えに、労働・環境問題に関して一定レベルの妥協を迫るに当たって一層大きな影響力を持つようになるかも知れない。

5. 貿易救済法

民主党議員の多くは、貿易救済法は強力なまま保持されるべきであると主張し、ブッシュ政権に対し米国通商法の弱体化を狙った努力に抵抗するよう注意を促している。

2001年5月、上院財政委員会の長老議員であるマックス・ボークス(Max Baucus)民主党議員は、貿易救済法は米国の木材及び鉄鋼産業の進行中の難問を改善するために不可欠であると強調した。また、同議員はNAFTA19章の規定によるアンチダンピング法及び相殺税法の審査を、米国貿易救済法を弱めてきたとして批判した。ボークス議員は、政府に対し通商法の弱体化はTPA及びその他の貿易法案を台無しにするであろうと警告している。

2001年5月7日、ボークス議員及びその他61人の上院議員が、ブッシュ大統領に、米国貿易救済法を弱体化しないよう警告するレターを送った。上院の共和、民主両党の院内総務及び財政委員会の全ての民主党議員がこのレターに署名したが、多くの共和党議員はこれに参加していない。

2001年5月17日、上院民主党は、「ファースト・トラック選択肢ペーパー」において、重要な通商法をファースト・トラック通商交渉権限で如何に扱うかについて政府に提案した。政府にとって米国貿易救済法を変更することがますます困難にしたというのが、この提案の一般的な帰結であろう。提案した選択肢には以下のものが含まれる。

- アンチダンピング救済、相殺措置、或いは包括的セーフガードなどの米国通商救済法を変更する将来の如何なる協定もファースト・トラック（一括承認手続き）の賛否投票から除外する。
- このような協定を個々に独立した投票の対象とする。
- 救済条項をファースト・トラック手続き及び許容修正(permitting amendment)から除外する。

H. 共和党の上院支配喪失：TPAへの脅威となるか？

民主党の強硬派は、鉄鋼産業に対するより高い保護を要求してきた。しかし、2001年5月までは、共和党が上下院双方を支配していたため、議会が通商問題をどのように扱うかのプロセス及び結果について大きな権限を持っていた。しかし、上院における最近の勢力均衡の変化は、通商政策問題で民主党に大きな影響力を与えることになった。2001年5月21日、ヴァーモント州選出のジェイムズ・ジェフォーズ上院議員が共和党を離党して、僅差で民主党に上院支配をもたらした。

民主党の上院支配は、TPA及び貿易課題のその他の側面で承認を得るに当たって、ブッシュ大統領が困難に直面することを意味する。例えば、ジョン・ロックフェラー上院議員率いる民主党指導部は、国際貿易委員会(ITC)に鉄鋼輸入に対する措置を命ずるために上院支配を利用すると強調した。過去においても、ジェフォーズ議員などの複数の議員は、

ブッシュ大統領の通商政策を、環境を犠牲にして企業やエネルギー業界寄りの傾向があると批判していた。ブッシュ大統領は、自身の貿易立法課題とともに前進することを望むのであれば、自らの貿易政策並びに課題に対する超党派の支持を獲得するための活動を強化しなければならないであろう。

1. 鉄鋼の 201 条セーフガード：細心の注意を要する戦略

2001 年 6 月 5 日、米国の鉄鋼企業や労働組合が喜んだことに、ブッシュ大統領は、1974 年通商法の下で鉄鋼輸入に対する 201 条調査を開始した。この措置によって、数ヶ月内に外国製鉄鋼製品の関税率が引き上げられることになるであろう。2001 年 6 月 5 日にホワイトハウスから公表された大統領公式声明では、政府が 3 つの独立した局面において米国鉄鋼業界の救済を追求するとしている。

- 第 1 に、米国通商代表部(USTR)が ITC に 201 調査を要請する。
- 第 2 に、政府が、世界的な過剰鉄鋼生産能力を排除するための多角的交渉を開始する。
- 第 3 に、政府が、将来の鉄鋼輸出を管理するルールを吟味する、及び政府の鉄鋼補助金を撤廃する措置を検討するための多角的交渉を開始する。
- また、大統領は、これらの措置は「米国産業の一層のリストラと一対である」とも述べた。

共和党の大統領による鉄鋼 201 条措置の開始は大変異例である。2001 年 6 月、上院議員との会談でブッシュ大統領は、政府は「アグレッシブな姿勢で」鉄鋼産業における不公正な慣行に対処すると述べた。議会消息筋は、ブッシュ政権の実施のタイミングは、民主党が同じ週に上院の支配を握ったことに影響されたと見ている。同様にこの措置は、民主党の動きに先制攻撃を仕掛け、大統領の広範な貿易課題、とりわけ TPA への支持を議会や鉄鋼産業から勝ち取るための戦略的試みと見ることができる。

レオ・ジェラード(Leo Gerard)全米鉄鋼労働組合(United Steelworkers of America)会長は、大統領の措置を賞賛しながらも、同産業が輸入救済を受けられるか否かによって真価が問われると強調する声明を発表した。

従って、これから数ヶ月間、TPA を追求する自由貿易派の政府当局と、鉄鋼産業により大きな保護を与えることに意欲的な勢力との間の困難な妥協には、これから数ヶ月を要すると思われる。

J. 新民主党：代わり映えのない価値基準？

2001年5月24日、上下院の新民主党は、大統領にTPAを付与するための原則を公表した。このグループの指揮を執ったのがBob Graham上院議員(フロリダ州選出)とCal Dooley下院議員(カリフォルニア州選出)。

新民主党は、TPAは米州自由貿易流域(FTAA)や新たな多角的貿易ラウンドなどの積極的な通商課題を追求するために必要であると述べている。このグループは、労働と環境が交渉目標と「同等の地位」を持つべきであるとしている。新民主党は、ブッシュ大統領が最近発表した通商立法課題は、労働・環境基準を含んではいるが、これらの基準の国際的な実施にかかる条項を含んでいないことを指摘して、TPA法案の中心となる構成要素的要素は、国際的に労働及び環境を保護する措置を含むことでなければならないと主張した。このように、民主党は、大統領が交渉された約束の遵守を高めるためのメカニズムを利用することを排除しない「実施工具箱」を提案した。

共和党は、貿易協定の労働・環境条項実施のための制裁の利用に強く反対してきたが、新民主党のプランに対する反応は、概して好意的であった。チャールズ・E・グラスリー(Charles E Grassley)共和党議員(アイオワ州選出)は、民主党のプランを「貿易について超党派的一致の再構築」に向けた「建設的な」一歩であると称した。下院のリチャード・K・アーミー(Richard Arment)共和党院内総務は、同プランの諸局面について意見を異にすることを表明したが、国際貿易における米国の将来に関わる主要貿易法案で共和党と民主党が合意に達することの重要性を強調した。同議員は、2001年6月5日に、ホワイトハウスが現在フィル・クレイン(Phil Crane)共和党下院議員(歳入委員会貿易小委員会委員長)が取り組んでいるファースト・トラック法案を承認すれば、その時は、同法案を出来るだけ早く下院本会議に上げるために働きかけるとも述べた。

K. 包括通商法案アプローチ

これまでのブッシュ大統領の立法戦略は、複数の貿易関連提案を一つの法案に一括する包括通商法案を押し進めるものであった。しかし、議会民主党は、包括法案は、議会を対立させ貿易に関する国内のコンセンサスを形成する努力を頓挫させると主張して、この考えに反対している。特に関心となっているのは、包括法案が、貿易協定の労働・環境問題をどのように取り扱うかである。

2001年3月、下院民主党と上院民主党それぞれは、包括法案アプローチに反対し、連続的に個々の通商問題を取り扱った方が良いとする助言を大統領に書き送った。下院の新民主党は、将来の貿易課題で第一に積み上げられるべき「積み木」は、米国とヨルダン並びにベトナムとの貿易協定に関する決定であるべきとの提案をした。マックス・ボカス(Max Baucus)民主党上院議員は、2001年5月7日のブッシュ大統領宛のレターで、ヨルダン及びベトナムとの貿易協定の迅速な議会通過は、より大きな貿易課題の検討に関する議会

の手続きに拍車をかけるであろうと述べた。最近、ゼーリック USTR 代表は、TPA より前にヨルダン及びベトナムとの貿易協定の通過を処理することに同意したと見られている。

包括通商法案アプローチは、ブッシュ政権及び多数の共和党議員によって支持されているが、大きな障害に直面しているように見える。むしろブッシュ政権は、異例な 201 条セーフガードの発表から証明されるように、鉄鋼業界からの強力な要求に応えるという危険な戦略を介して TPA を追求しているように思われる。しかし、このような保護主義的な措置に妥協出来ることを示すことによって、ブッシュ政権は、TPA への支持と交換に労働及び環境団体の要求を満たそうとする民主党議員の圧力に直面することになるかもしれない。少なくとも、TPA を求めての戦いは、今後数ヶ月の間、困難且つ微妙なプロセスを辿ることになるであろう。

V. 米国の WTO 交渉提案及び戦略

A. 米国の分野別ポジション

米国は、これまで新ラウンド立ち上げに向けた分野別提案を出していない。従って、ここでは、実際に個別の提案が出されているサービス及び農業の文脈の下で提出された提案に基づいて米国のポジションを説明する。

1. GATS サービス交渉

現行の GATS 交渉の枠組みの範囲内で提出された米国の提案の一般的な目標は、より高い透明性を有し且つより自由なサービス市場を追求し、WTO 加盟国が現在従事している市場アクセス交渉に関する第 2 フェーズの交渉に向けて準備することである。

2001 年 5 月 18 日に WTO 加盟国は、各国政府から提出された交渉提案の一部を始めて議論する交渉週間を終えた。2000 年 2 月の交渉開始以来、電気通信、金融サービス、運送、及び観光などをカバーする約 90 の提案が 40 ヶ国の WTO 加盟国から提出された。

この 5 月 18 日の会合で、各国の交渉担当者は、特に、ウルグアイラウンド期間中に米国-EU 間で論争に火花が散ったオーディオビジュアル（音響映像）サービスを議論した。EU は、文化的なアイデンティティを保護するため、外国放送サービス企業に対する制限の維持を主張してきた。現行の交渉ラウンドの枠組みにおけるオーディオビジュアルサービスに関する米国の提案は、より柔軟な姿勢を示しつつも、「分野固有のセンシテビティに十分な考慮を払いつつ明確で、信頼し得る且つ予見可能なルールを確立する」約束を要求している。

オーディオビジュアルサービスに関する米国提案は、同国が GATS 交渉の一貫として、2000 年 12 月 14 日に WTO に提出したサービス各分野に関する 12 件の提案の一つである。これらの提案は、米国政府と米国産業界や法定顧問との協議、及びその他のパブリックコメントの成果である。米国の提案は、オーディオビジュアル、会計、流通、教育、エネルギー、エクスプレステリパリィ、金融、法律、電気通信及びネットワーク、観光、自然人の移動を対象としている。米国政府による 12 件のサービス提案の公表は、GATS 交渉を予定通り進めようとする同政府の決意を反映している。さらに、EU（分野別諸提案）、インド（自然人の移動）、日本（分野別提案）など他の WTO 加盟国も 2000 年 12 月のサービス会合期間中に広範囲の交渉提案を提出した。

a) 米国経済におけるサービス

サービス分野は、雇用及び GSP の 80% 近くを占める米国経済にとって一番重要な分野である。米国の商業サービス輸出（軍隊及び政府のサービスを除く）は、1999 年に 2,550 億ドルとなっており、EU（米国からの民間部門の輸出が 1999 年に 850 億ドル）、日本（同 300 億ドル）、カナダ（同 210 億ドル）及びメキシコ（同 130 億ドル）などの米国サービ

ス産業の主要輸出市場において 400 万人を超える雇用を支えている。また、米国サービス産業は、約 800 億ドルの貿易黒字を生み出している。

b) WTO の GATS 交渉

WTO のサービスの貿易に関する一般協定(GATS)は、サービスの貿易と投資をカバーする初めての多角的且つ法的な強制力を持つ協定である。GATS は、最恵国待遇(MFN)、内国民待遇及び無差別な規制の原則を義務付けている。

GATS は、特に以下について規定している。

- サービスの貿易及び投資の障害に対処する法的な枠組み
- 貿易障壁の使用を制限する WTO 加盟国による特定の約束
- サービス市場の世界的な自由化するために、さらに進んで交渉するフォーラム

2000 年 2 月に開始された現在の交渉のラウンドは、一層の貿易自由化に向けて GATS 本文の条項で義務付けられたものであり、2002 年 12 月までの完了が期待されている。4 月末に米国は、2001 年 11 月の WTO 閣僚会議に後に、市場アクセス交渉のより実質的な段階への移行を目指したいと発表した。しかし 2001 年 3 月のそれまでの交渉の評価 (stock-taking) 会合の結果は、早くとも新ラウンドの命運が明らかになって始めて市場アクセス協議を開始するというものであった。現在、WTO 加盟国はこれまで提出された全ての提案を検討しているところである。この審議に基づいて、加盟国は 7 月と 10 月に予定されている 2 度の特別会合では、分野横断的な協議に焦点を当てることになっている。

c) 米国のサービス提案

GATS 交渉に向けた USTR の 12 件の提案は、11 件の分野別提案と自然人の移動(GATS 「第 4 モード」によるサービス提供)に関わる 1 件の横断的な(全ての分野をカバーする)である。

以下は、各提案の要約である。

会計サービス

米国は、益々増大する国際的な顧客に向けた会計会社のサービスの円滑化を追求している。特に、市民権、在住要件(residency requirement)、市場アクセス、内国民待遇及び会計規律の強化に言及している(この会計規律は WTO の専門サービス作業部会で開発され、1998 年に採択され、現在行われている一連の交渉の後に発効する予定となっている。市場アクセス及び内国民待遇の障壁は、自由職業サービス作業部会の対象から外れた。)。米国の提案は、全世界で 200 万人の会計士が雇用されていることを指摘し、顧客にサービスを提供する能力に対する障壁の全世界的な撤廃を主張している。

オーディオビジュアル及び関連サービス

米国は、文化的価値に対する公衆の関心に留意しながら、開放的且つ予見可能な市場に向けた枠組みをオーディオビジュアル及び関連サービスに提供することを目的としてい

る。この提案は、オーディオビジュアルサービスの創作及び流通における情報技術の役割に特に重きを置いている。

流通サービス

この提案では、卸売業者、小売業者及びその他の流通企業は、自らの供給チェーンの国際的な営業において大きな障害に直面していると述べている。障壁リストでは、不動産購入や店舗の立地に関する規制や適用される地方の法律に関する一般的な透明性の欠如などが特定されている。この提案は、他の WTO 加盟国が、米国（米国のウルグアイラウンドにおける約束は、同分野に関して市場アクセス或いは内国民待遇に制限を課していない）を含む一部の国が行った約束と同等な約束をまだ行っていないことを指摘し、現行の障壁を取り除くための一定の方法を提案している。また、米国は、より高い透明性に関する追加的な約束を要求している。

教育・訓練サービス

この提案では、高等（第三次）教育、成人教育、並びに訓練に限定されており、初等及び中等学校教育をカバーしていない。同分野における目的は、公的学校教育施設に取って代わることで或いはこれを民営化することではなく、先端技術労働者に適切な技能を授けることを意図する専門的な訓練プログラムに関して、これを補完することにある。

エネルギーサービス

この提案では、エネルギーサービスは、エネルギー資源の探査から発電、電送及び配電、さらにはエネルギーの売買及び取引に至る広い範囲の活動をカバーするとしている。米国は、エネルギーサービスの殆どが生産及び流通チェーン全体を管理する公営企業によって行われているために、ウルグアイラウンドにおいて同分野が俎上に載らなかったことを指摘している。米国は、外国エネルギー供給者の無差別アクセスを要求すると同時に、エネルギーセクターの予見可能且つ開かれた規制体制の創設を提案している。

環境サービス

この提案では、環境サービスの提供に対する障壁の低減は、競争的費用での同サービスの利用可能性を高めるとしている。同提案は、同分野が、主権論争及び南北分裂の二つの危険にさらされていると力説している。例えば、後発開発途上国(LDCs)は、この分野の自由化は、この分野で競争する技術を持つ先進国を主に利するものと感じるかも知れない。同分野のどのような自由化であっても、環境サービスに対する実績上及び品質上の統制を課す政府の能力を損なってはならないと強調している。

エクスプレスデリバリーサービス

米国は、エクスプレスデリバリーサービスに独立した分類の適用を求めるとともに、各国が市場アクセスと内国民待遇の約束をするよう要求している。米国は、国内法及び機会のもより高い透明性、また、実際の或いは潜在的なサービス提供者が地方当局と直接に交渉することを求めている。

金融サービス

この提案では、金融サービスの対象範囲は、保険、銀行、証券、資産管理、年金基金、金融情報及び金融相談(financial advisory)をカバーすると指摘。米国の金融サービスが電気通信サービス、自由職業サービス、コンピュータ及び関連サービスなど他の広範なサービス分野を活気づけていることから、同分野は米国にとって特に重要である。米国は、基本的な自由化に関する約束、並びに透明性及び予見性のある規制体制の確立に係るその他の約束を視野に入れた最初の提案を提供している。

法律サービス

この提案では、法律事務所は、多くの場合、米国ビジネスの海外展開に向けた努力のまさに最前線にあって、国際的な貿易及び投資への道を開いていると指摘。この提案は、市場アクセス及び内国民待遇を強調し、商業拠点の審査、免許の市民権及び居住要件、業務の範囲(scope of practice)、外国で資格を得た法律家と国内法律家との提携、外国の(foreign-partner)法律事務所と国内法律事務所との提携などに言及している。また、米国は人の移動(第4モード)を含む関連するサービス提供モードの検討を求めている。

電気通信、付加価値ネットワーク、及び補完的サービス

米国は、電気通信及びネットワークインフラ分野双方のサービス提供者に市場アクセスと内国民待遇を要求している。この提案は、反競争的慣行に関する基本電気通信参照ペーパーの約束を実施し、競合するサプライヤーによるサービス提供に対する不必要な規制を無効にする必要性を主張。米国は、分野別交渉と並行して、基本及び付加価値電気通信の双方において約束を引き出すアプローチを提案している。

観光サービス

この提案は、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国の提案を土台に、その下位分野である宿泊(ホテル)サービスに焦点を当てている。米国は、他の加盟国に対し、宿泊サービスにおける市場アクセスと内国民待遇において、米国の約束と同じレベルにすること、又は同セクターの障壁リストに基づいてオファーを作成することを要求している。また、米国は、全てのWTO加盟国が、観光事業の成長促進のために国際会議サービスで追加的な約束を行うことを要求している。

自然人の移動

米国は、人的資源及びその効率的な配置が、全ての分野にとって重要であることを強調。この提案は、このGATSの供給モード(第4モード)の一時的な性格、及びこれが恒久的な進出(entry)或いは事業所(establishment)に関する譲歩ではないことを強調している。

2. 農業交渉

農業に関する協定の20条は、本件に関する交渉を実施期間の終了の1年前に開始しなければならないと規定している。これに関わる交渉を行う農業委員会特別会合が2000年3月に第1回会合を開いた。この会合で、加盟国は交渉予定表と交渉の「第一フェーズ」に合意した。

第1フェーズでは、大多数の加盟国が交渉提案を提出した（WTO加盟140ヶ国のうち125ヶ国から、44件の交渉提案及び3件の専門ペーパー）。第1回特別会合の結果として以下の点を強調することが出来る。

- 技術的作業：加盟各国は、次の段階を交渉するために、農業分野及び補助金と保護の削減に係る現行ラウンドの効果についての情報をWTO事務局に要請
- 提案受付期間：加盟各国は、期日に間に合わなかった或いは内容追加を希望する国にいくらかの弾力性を持たせながら、2000年12月末までに提案を提出することになった。2001年3月に、全ての提案の検討が開始されなければならない。
- 会合の予定：第1フェーズが終了する2001年3月末までに7回の会合が持たれる（2000年6月、9月、11月、2001年2月及び3月(2回)。なお、これらの交渉の全ては農業委員会特別会合として農業委員会の定例会合の直前或いは直後に開かれる。）

2001年3月の第2フェーズを総括する農業委員会特別会合の期間中に、特別会合議長によって、第2フェーズがどのように構造化、組織化されるべきかに関する非公式の協議が開かれた。その後議長は、第2フェーズの最初の3回の会議(2001年9月と12月、2002年3月)に向けて、以下の貿易及び非貿易問題を提議した。

- i) 関税割当運用
- ii) 関税
- iii) アンバーボックス措置（削減対象となる国内助成）⁹
- iv) 輸出補助金
- v) 輸出信用
- vi) 国家貿易企業
- vii) 輸出制限
- viii) 食料安全保障
- ix) 食品安全性
- x) 農村開発

米国は、2000年に2件の提案を提出した。

⁹：WTOの用語法では、一般的に補助金は、交通信号になぞらえた「ボックス(Box)」によってグリーンは許可、アンバー(黄色)は減速(従って削減対象措置)、レッドは禁止として、識別されている。農業に関する協定ではこれがより複雑になって、レッドボックスは存在しないが、生産並びに貿易を歪曲すると見なされる全ての国内助成がアンバーボックスに入れられ、削減の対象となっている。また、アンバーボックス措置の削減約束水準を超える国内助成は禁止されている。また、削減対象外の国内助成をグリーンとブルーに分けており、ブルーボックスは、生産制限計画に関連する補助金であって、暫定的に削減対象から除外されているもの。

長期的農業貿易改革に関する提案

米国は、加盟国が 2002 年末までに全体的な合意に達すること及び 2001 年に交渉の中間段階で基本的な方式に関して合意に達することを提案した。米国のアプローチの個々の要素は、必然的に農業貿易を歪曲する全ての措置に亘る改革を伴い、一旦採択されれば保護の水準を低減し、貿易歪曲的な慣行を可能にする抜け穴を塞ぎ、約束の実行を規律するルールを明確化・強化し、成長を促進し、世界的な食糧安全保障及び持続的開発を促進することになる。

以下の米国の目標に焦点が当てられている。

- i) 農業市場アクセス：全ての国々に市場アクセス機会を最大化し、全産品で全加盟国について関税譲許の水準及び構造をさらに均一化する。
- ii) 農業輸出競争：輸出補助金及び変動的輸出税を撤廃し、国家貿易企業の輸出を規律する。
- iii) 農業国内助成：国内助成が規律される方法を（削減対象と削減対象外の 2 つのカテゴリーに）単純化しながら、実質的に貿易歪曲的な国内助成を、各加盟国による助成水準の凸凹を正すような手法で削減する。
- iv) 特別且つ異なる待遇に関して：開発途上国は、技術支援を通じて、また、途上国、特に後発開発途上国に対する市場アクセス機会を改善し、開発目的に不可欠な助成措置の免除に柔軟性を持たせることによって、WTO システムにより適切に統合されるべきである。

米国は、自由化だけでは、全ての途上国及び後発途上国の食糧安全保障要求に対処できないことを認識している。その結果、交渉は、食料輸入要求に備えた国際的な食料援助・信用プログラムの変わらぬ役割を考慮に入れる必要がある。

米国は、関税の相互撤廃(zero-for-zero)や関税率の上限統一(harmonization)に限らず、分野別交渉に従事する WTO 加盟国が、市場アクセス、輸出競争、国内助成などの分野において一般的に適用できる範囲を超えて、約束の修正に同意するよう提案している。

関税割当制度(TQR)見直し

米国は、次期フェーズの自由化において、加盟国は関税割当制度の改善に合意すべきであると考え、農産品供給者の効率的な市場アクセスを促進し、市場の重要により正確に伝えることを可能にするための以下の 4 方面からのアプローチに基づく改善を提案した。

- 米国は、関税割当の運用が貿易障壁とならないことを確保する追加的な規律の作成を要求して次の措置を提案：(a)関税割当の運用を規律する容認可能な方式を加盟各国に通知するため、WTO の輸入許可手続に関する協定の透明性に関する指針及び GATT 第 10 条のタイムリーで効果的な伝達 (communication)に関する指針を明確化し且つ拡張する。；(b)加盟各国に関税割当の運用が貿易を制限しないことを確保し、それが故に消費者の需要を最も良く反映した産品で関税割当枠を満たす機会を加盟各国に与えるために、

WTO の輸入許可手続に関する協定、及び関連する GATT の条項に基づく新たな規律に合意する。 ; (c) 許可の再配分に関する新たな規律として、輸入者（新規参入者を含む）に、十分な商業に見合う機会を提供するために、加盟国は、時宜を得たやり方で、未使用の許可枠を割り当てる。

- 過去の関税割当枠消化実績に基づいて割当枠内における関税の引き下げに合意する。 - 消化率が低いものほど、関税引き下げ率を高くする。
- 加盟国間の不均衡を縮小し、関税割当数量を漸進的に増加させる方式を活用した割当て枠外関税率の引き下げ
- 関税割当枠の消化が低い場合、割当枠内の関税を引き下げる自動発動 (automatic trigger) メカニズムに合意する。

米国は、国内助成見直しに関する注釈文を提出した。この注釈文では、その実施が終了した時点で、助成水準が WTO 加盟国間で現在に比較してより均一化される結果となる「フォーミュラー方式（一定の数式に基づく削減方式）」を提案している。ここでは、譲許表に最終譲許の助成合計量 (final bound Aggregate Measurement of Support) を記している加盟国は、非除外助成を、現行の最終譲許の助成合計量水準から、固定基準期間の農業総生産額の一定のパーセンテージと同等である新たな譲許水準にまで引き下げる約束をすることになる。各加盟国は、実施期間の年次譲許水準同等となるように自国の非除外助成を削減することが義務付けられ、実施期間の最終段階では、固定基準期間の農業総生産額の一定のパーセンテージまでの非免除助成しか与えることが出来なくなる。

B. 新ラウンドに向けた米国の立場

ゼーリック USTR 代表は、新ラウンドに向けてより柔軟なアプローチを取るべきである。ゼーリック代表は、クリントン前政権の労働・環境問題を貿易課題にリンクさせようとした試みに非常に批判的で、こうした努力がシアトル閣僚会議の失敗を導いたと非難した。2001 年 1 月 30 日の上院財政委員会のゼーリック氏の指名承認公聴会で、同氏は、2001 年の新ラウンド立ち上げを押し進めること、及び「ファーストトラック」交渉権限 (現 TPA) を取得することを約束した。

ブッシュ大統領は、ゼーリック氏の USTR 代表への指名に際して、新ラウンドの立ち上げは、農業分野でより高い市場アクセスを達成するために必要であり、且つそれを「一括受諾方式 (single undertaking)」とすると述べた。一方で、ブッシュ大統領は米州自由貿易領域 (FTAA) の推進を政策の上位に置いており、これは WTO 交渉を損なうことになるかもしれない。又、同大統領は「ファーストトラック」権限を得ようとしているが、議会の承認獲得で困難な戦いを強いられている。特に、民主党指導部は、労働・環境基準での譲歩無くしてファーストトラックを支持することはないと警告を発してきた。

ゼーリック USTR 代表は、2001 年 5 月 18 日の WTO におけるスピーチで、米国は、新ラウンドに向けて、EU や日本が支持しているような広範な「包括的」議題とは対照的により狭い且つ焦点を絞った議題に関心があると強調した。同代表は、以下の領域を、米国の優先事項として示した。

- 農業の市場アクセス
- 工業製品の市場アクセス
- サービスの市場アクセス
- WTO 紛争解決メカニズムの改善
- WTO 手続きに関連する透明性の改善

米国は、議題に投資と競争を含めようとする EU の要求に懐疑的なままである。米国は、概して、ドーハ閣僚会議に備えたジュネーブでの作業(process)に参加していなかったが、そこでは EU や日本が新たな包括的交渉を要求してきた。米国の不参加は、欠席によって EU と日本の期待を萎ませ、閣僚会議に向けた準備期間が時間切れになることを目的とした米国の意図的な戦略の一貫かも知れない。

C. 新ラウンドに向けた EU の立場

米国と対照的に EU と日本は、投資、競争及び環境・労働などの社会開発問題を含む広い範囲の問題をカバーする新ラウンドを提案してきた。米国は最近になって、より迅速な関税手続きを含む貿易円滑化、鉱工業品関税、政府調達透明性、及び電子商取引などの新しい議題を貿易ラウンド交渉に含めることに支持を表明した。その他の問題については、米国は、まだ自らのポジションを検討中である。

EU は、ゼーリック USTR 代表が、多角的貿易交渉の新ラウンドに焦点を合わせていることを歓迎しているが、米国の足取りが重いとの考えは変えていない。140 ケ国の WTO 加盟国は、新たな交渉に向けた議題の合意にはほど遠いが、ドーハで予定されている閣僚会議まで残された時間は少なくなった。少なくとも議題の問題に関して、米国がより積極的に意見を表明することを EU は望んでいる。2001 年前半の EU 議長国であるスウェーデンの Lief Pagrotsky 貿易大臣は、「我々は、米国が主導的な役割を果たすことを望む。我々が独力でこれを成し遂げることは出来ない。」と述べた。

Pagrotsky 大臣その他は、EU はこれまでに、特に 39 ケ国の後発途上国に自らの市場を開放する「武器を除く全ての産品」の無税・無枠措置(Everything but Arms Initiative)をもって、新ラウンドというアイデアを途上国に納得させるために汗をかいてきたと主張している。ゼーリック USTR 代表は、貧しい国々に支持を求めることを約束したが、EU 関係者は同氏のあまりに遅い出足に苛ついている。新たな心配の種は、米国上院の勢力の変化がブッシュ政権による通商措置の議会通過努力を困難にすると予想されることである。

欧州委員会関係者は、2001年6月14日にスウェーデンの Göteborg で開催される米-EU サミット(翌6月15-16日に同地でEUサミットが開催された)で、ブッシュ大統領がEU首脳と会談で、同大統領からラウンドに賛成する強い約束があることを期待している。

昨年のEUによる交渉議題の範囲を縮小するとの発表は、シアトルでのEUのポジションをあまりにも広範で且つ論争を招いたとして批判した米国及びその他の貿易相手国から歓迎された。2000年12月13日付の「新ラウンドに向けた現状と戦略」と題されたペーパーで、欧州委員会は新ラウンドへのコンセンサス達成に向けた自らの戦略を以下の通り概述した。

- **開発途上国**：途上国の支持は不可欠であると考え、実施の問題、市場アクセス、ルール作り、或いはその他の領域を含む全ての段階における途上国の関心に取り組むよう務める。交渉プロセスは、透明性を持ち且つ途上国の参加を促すものであるべきとしている。
- **競争と投資**：WTOに競争と投資の規律が必要なことを主張、ただし、多角的協定ではなく複数国間協定をもってする等、より野心的でないアプローチを取っている。
- **環境**：現行のGATT/WTO協定のルールを環境及び消費者安全問題に適するよう明確化を求め、それが、結果として合法的な新しい貿易制限形式にならないことを確保する。
- **アンチダンピング及び補助金**：アンチダンピング或いは補助金に関するWTO協定の変更は求めないが、その改善を求める途上国の権利は認識。従って、これらの問題を議題として受け入れる用意がある。
- **市場アクセス**：農業及びサービス分野等で、途上国に対するより高い市場アクセス、及び鉱工業品で「包括的な関税削減」を支持する。
- **社会問題**：議論を中心的労働基準に限らず一般的な社会開発目標にも拡大するべきであると信じる。

さらに、EUのパスカル・ラミー(Pascal Lamy)通商担当委員は、ダボスにおいて、WTOは三つの重要な難問に直面しているとして：(i)いまだに多角的システムの外にある国々の取り込み；(ii)グローバリゼーションの大きな問題に取り組み且つ反WTO抵抗勢力によって生まれた公衆の関心への対処、を挙げた。また、ラミー委員は、如何なるラウンドであっても、開発問題を「舞台の中心」に置くとともに環境保護、衛生その他の社会問題に取り組むものでなければならないと付け足した。それでもラミー委員は、EUはその交渉ポジションを練り直しているところであると発言し、新ラウンドへの支持を構築するため、途上国に対して「EUの要求を飲み易い」ものにすると予言した。

D. 新ラウンドに向けた日本の立場

2001年2月のスピーチで、河野前外務大臣は、包括的な新ラウンドの立ち上げを呼びかけた。外相は、日本が地域主義へと立場を変えている並びに自国の農業市場の自由化に真剣でないとの批判に応酬した。また、日本は、多角的貿易システムに「完全にコミット」していると述べて、新ラウンドは、WTO加盟国及び社会の広い分野の広範囲な関心に応えるとともに、市場アクセスのみならずルール作成及び強化も対象としなければならないとした。

地域主義に関して、河野外相は、地域貿易協定を、それがWTOルールの整合的である限り「市場自由化のための有効なツールである」と述べた。また、農業に関して、日本は、脳票に関する交渉が農業の「多面的機能」を含む非貿易上の関心に十分に配慮しなければならないと「固く信じる」と述べた。

さらに、日本は新ラウンドに向けたコンセンサス構築のための努力を強化して、2001年1月24日のフランクフルトにおける主要8ヶ国との非公式な次官級会合を主催した。同会合には、オーストラリア、ブラジル、エジプト、インド、メキシコ、南アフリカ、スイスが参加した。このフランクフルト会合は、新ラウンドへの広い支持を得ることが出来たが、詳細について合意は得られなかったと言われている。途上国の参加者は、現行のWTO上の義務の実施における途上国の問題がまず効果的に取り扱われなければならないと主張した。

E. 新ラウンドに向けた途上国の立場

途上国は、一般的に、新ラウンドへの支持を表明しているが、新たな課題を検討するより先に、ウルグアイラウンドの義務の実施に係る問題への取り組むことを主張してきた。また、途上国は、これまで、競争政策や投資ルールを含む広い議題に据えようとするEUと日本による努力、並びにWTOに労働・環境基準を組み入れようとする米国の努力に反対してきた。

ダボス会議で、タイの副首相で次期WTO事務局長のスパチャイ氏は、新ラウンドに対する途上国からの支持を獲得するために、EU、日本及び米国の側から歩み寄ることを要求した。同氏は、EUと日本は、膨大な農業補助金を含む農業で譲歩する準備をするべきであると述べた。また、米国は、ダンピング規則及び労働基準に対する同国のアプローチについて譲歩すべきであると述べた。

31. 実施問題

途上国は、閣僚会議の準備において、WTO義務の実施に当たっての自らの困難に取り組むことに熱心である。閣僚会議の準備に実施問題を含めようという動きは、2001年4月27日の実施に関するWTO一般理事会以降、途上国のポジションが逆転したことを印して

いる。この4月の一般理事会で、途上国は、実施問題はドーハ閣僚理事会準備と切り離れた路線にあると主張していた。しかし、5月に開かれた閣僚会議準備を目指した一般理事会で、一部の途上国は、ドーハ閣僚会議準備と並行して実施問題に取り組むことに意欲を示した。この動きは、新ラウンドに向けた見通しが改善していることを表しているのかもしれない。

2. TRIPs : 基礎医薬品の特許権免除

また、途上国は、現行WTO義務に関する懸念を表明している。2001年3月の一般理事会で、ブラジルは、アルゼンチン、インド及びアフリカグループ諸国と共に、入手可能な医薬品に対するアクセスを閣僚理事会の議題の一部に含めることを要求した。これらの途上国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs協定)上の義務、及び特許権保護を明確にする必要性について言及している。これらの途上国は、世界保健機構(WTO)によって必要不可欠とされている医薬品(現在WHOは基礎医薬品として300を超える医薬品をリストアップしている)をTRIPsから除外すること、及び手頃な価格での基礎医薬品の供給を確保するために強制実施権を発動する加盟国の権利を確保することを要求している。

この特許権の問題は、39社の製薬会社が、南アフリカ政府を、外国で安く販売している特許医薬品の輸入を許可する1997年医薬品法に基づく条項を適用したとして提訴したことで一躍有名になった。製薬会社は、並行輸入条項は、自社の知的所有権を無実化するものであると批判、一方で南アフリカ政府は、並行輸入はTRIPs協定で認められた慣行であると主張した。エイズ(AISs)の蔓延と戦う南アフリカ政府の努力に水を差していると製薬会社を責めるグループからの集中的な非難を浴びたため、2001年4月19日に製薬会社は訴えを下げている。

VI. 新ラウンド立ち上げの見通し

一般理事会議長の Stuart Harbinson 香港大使が、ドーハ閣僚会議に向けた準備作業を指揮することになる。最近、同大使は、現行の義務の取組に焦点を当て、且つ新ラウンド立ち上げに向けた展望を開くと思われる以下の「チェックリスト」を公表した。

- **全体的な問題**: 多角的貿易システムが直面する難題、例えば、WTO の役割、持続的開発、地域主義対多角主義など
- **実施の困難**: 現行 WTO 義務の実施、例えば TRIMs や TPRIPs 協定など
- **合意済み交渉**: 進行中の農業及びサービスに関する交渉
- **新ラウンド**: 将来にあり得る交渉のトピック、例えば新ラウンドの議題

Harbinson 議長は、協議のための 4 点のチェックリストは、ドーハ閣僚会議宣言の要綱ではないと説明している。むしろこれは、閣僚会議に備えるためにあり得る問題の手掛かりの提供を意図したものと見える。この Harbinson リストは、実施、進行中の交渉或いは WTO 協定の見直しに関する下位項目を詳しく述べていない。下位項目のほとんどは第一カテゴリーのものであるが、世界経済情勢と WTO の役割、地域主義と多角主義との関係、及び持続的開発などの様々なトピックスに関する同大使の見解・意見の範囲を示すものである。

また、マイク・ムーア(Mike Moore)WTO 事務局長は、ドーハでの新ラウンド立ち上げの見通しを評価するために 7 月 21 日の一般理事会で「現実性のチェック(reality-check)」を行うことを呼びかけ、そこで、WTO 加盟国は、農業とサービスに関する現行の約束済み議題を超えて、次期貿易交渉に何を含めるかの実現可能性を検討すべきだとした。検討の対象として取り上げられた問題は、現行 WTO 協定の実施に伴う困難、環境、投資、競争、電子商取引、などである。ムーア事務局長は、7 月の「現実性のチェック」では、新ラウンドが立ち上られるべきか否かについて決定する必要はないが、評価のために役立てたいと強調した。EU や日本などの従来から包括的なラウンドを提唱してきた国々は、7 月に「現実性のチェック」を行うというムーア事務局長の提案を批判している。これらの国々は、より広範な議題に対する支持の構築に熱心であり、7 月では、あまりに早すぎて、ドーハでラウンドを立ち上げることが出来るか否か決定することは出来ないと強く主張している。

5 月の一般理事会における、Harbinson 議長のドーハ閣僚会議の準備日程は以下の通り。

- 5 月 10 日: 最初の協議結果を一般理事会に報告
- 5 月 15 日: シンガポール閣僚会議で取り上げられた将来の交渉に向けた新たな課題に関する非公式一般理事会を開催。これらのトピックとは、投資、競争政策、政府調達における透明性、及び貿易円滑化である。WTO 加盟国の一部、特に EU と日本は、より広い議題を含めることに熱心であった。

- 5月17日：実施の問題及び合意済み議題の他に追加可能な議題に関して非公式一般理事会に報告。この会合では、現行WTO協定は、途上国の懸念に配慮するためにより高い柔軟性を認めるべきとする途上国の要求に取組むもの。この会合で、米国は、農業とサービスに関する合意済み議題に追加可能な議題として鉱工業品関税、貿易円滑化及び政府調達における透明性を持ち出した。また、米国は電子商取引の議論を活発化させることに熱心である。
- 5月18日：進行中の交渉及び様々な貿易協定の検討に関して一般理事会に報告。この段階では、WTOは準備プロセスをほとんど完全に加盟国主導のままにしておくことを狙っていた。

5月15日の非公式一般理事会で、WTO加盟国は、将来に向けた新たな課題を議論するために集まった。主要貿易国は、既定のポジションを維持したままであったが、パキスタンが、将来の貿易ラウンドに向けた議題に新たな課題を含めることについて、もしこれらが貿易に関連し且つ全ての加盟国の利益になるのであれば、検討することに吝かでないと言明した。貿易と労働の結合に関する問題に言及する国は無かった。

WTO加盟国は、ドーハにおける新ラウンド立ち上げの合意からはほど遠いが、より限定的な議題で新ラウンドの見通しが改善するよう思われる。多くの開発途上国は、公然と新ラウンドに反対しておらず、議題が処理し易く且つ途上国の実施問題が取り上げられるのであれば、ラウンドを支持することが出来ると示唆している。米国、EU、日本及びその他途上国は、実施問題の議論に対する意欲を表明しているが、現行協定の修正は新ラウンドの範囲内でのみ議論され得るか否かに関しては、非常に懸け離れた要求を述べている。

前回のシアトル閣僚会議に比べてドーハでのラウンド立ち上げの可能性は高まっている。新ラウンドに向けての支持が高まっている理由として以下の点を上げることが出来る。

- **比較的安定した指導体制(Stewardship)**：2001年に、WTO加盟国は2001年には、(1999年に論争となったムーア事務局長の選出で争ったような)主導権争いに直面していない。
- **包括的なラウンド**：農業とサービスに関する現行交渉を、その進展の実現のために、広範なラウンドの一部に包含する必要性が認識されている。
- **米国景気の鈍化**：米国経済の鈍化は世界的な景気下降の引き金を引く可能性があり、保護主義に対する取組みが無ければ、その台頭をもたらすこともある。
- **経済的不均衡**：開発途上国は、農業、繊維、製品(manufactures)、及びその他の分野における一層の自由化を要求している。
- **ドーハ閣僚会議**：カタルでは、シアトルのような抵抗が生じる可能性が低いと見られている。

にもかかわらず、新ラウンドの交渉議題に合意するためには、先進国及び途上国の双方とも少なからぬ相違点を橋渡しをしなければならない。EU、日本及び米国は、より柔軟

な姿勢を取ることに意欲を示しているが、農業の市場アクセス、貿易救済法、及び社会問題などの論争の的になっている問題について、どのように自国のポジションを導き出すかは不透明なままである。

何人かの米国政府高官は、WTOの新ラウンドを支持する声明を出してきた。これらの見解は、実際に交渉の開始を可能にするためには、ブッシュ政権がこれから先に途上国からの支持を勝ち取らなければならない事実をもって加減される必要がある。途上国からコンセンサスを引き出すためには、実施の問題について僅かな柔軟性を採用しさえすれば良いのかもしれない。WTO加盟国は、ブッシュ政権の新ラウンドに向けた具体的なポジションを待望している。米国は、特にアンチダンピングなどのセンシティブな問題について、ラウンドに向けた個別具体的な目的をこれまで示していない。にもかかわらず、WTO加盟国は、米国が、環境・労働のような論争の的となっているトピックスに関して、シアトルよりも柔軟な姿勢で臨むことを期待している。

Peter Allgeier USTR 次席代表は、2001年6月6日のジュネーブでのWTO非公式一般理事会で、新ラウンドの立ち上げはブッシュ政権の最優先事項であるが、投資、競争及び環境ルールなどの新たなトピックスを議題に含めることに依然として躊躇している、と述べた。米国のポジションは、新たなトピックスを含む幅広い議題を要求するEUや日本のポジションとは対照的であると言われている。

以下では、最近の一連の会議、及び閣僚会議に備えて議論された問題の範囲について論ずる。

A. 市場アクセス

WTO加盟国は、工業製品を含む、市場アクセス交渉への強い支持を表明している。たとえば、パキスタンは、タリフピーク、及びタリフエスカレーション(tariff escalation)¹⁰に取組む必要性を強調している。

B. アンチダンピング規則

2001年6月6日の会合で、ラテンアメリカ諸国や日本、韓国などのアジア諸国を含む広範囲に及ぶWTO加盟国が、アンチダンピング規則を議題に含めることに支持を表明した。米国は、アンチダンピング協定の修正に反対するという(シアトル閣僚会議以前からの)ポジションを引き続き維持しているが、途上国の実施の議題におけるアンチダンピング要求の一部に柔軟性を示した。

¹⁰ : 原材料から半加工品、さらには最終製品へと順を追って関税率を高くすること。これによって自国の加工産業を保護し、他方で原材料の原産国における加工産業の発展を妨げることになる。

また、米国は、アンチダンピング措置を検討するに際して先進国は途上国に特別な考慮を払う必要があるとするアンチダンピング協定 15 条が運用可能とされるべきであるとする途上国の要求を検討すると述べた。

さらに、米国は、途上国が嫌がらせであると言う、同じ年に同じ製品に対して立て続けに(back-to-back)調査を開始することを止めるべきとする要求にオープンであるとした。米国は、特に厳格(hard and first)な規則に反対しているが、問題に関する用語法を検討する可能性に道を開いている。Back-to-back 調査慣行は、主に EU に関わる懸念であるが、EU は同問題を検討する用意があることを示した。

アンチダンピングの「濫用」を防ぐための WTO レビューの強化、及び輸出が少ない場合に途上国を除外する条項の強化に関しては、米国は如何なる柔軟性も示さなかった。

C. 環境

環境問題に関する 2001 年 6 月 1 日の会合で、米国は、WTO の貿易ルールと環境ラベル、健康及び環境を理由とした規制を課すに際しての予防措置(precaution)の利用、及び環境に係る協定との関係を明確化しようとする EU の努力に抵抗した。米国は、ドーハでは、貿易と環境基準は両立可能であるとする線で、環境に関する一般的な政治声明を好むと発言。また、米国は、シアトル閣僚会議で提議された環境サービスへの市場アクセス拡大や世界の水産資源を枯渇させる漁業補助金の削減などについて、WTO のこれまでの努力を支持した。

EU はこの会議で、自らの目標の縮小を試みた。EU は、WTO ルールと多国間環境協定(MEAs)との関係を明確化し、環境上及び健康上の被害の科学的証拠が確定的でない場合における予防措置原則の使用を明確化し、エコラベルに関するルールを明確化することを要求している。EU は、これらの明確化が、エコラベル或いは予防措置原則が保護貿易主義的な目的に使われるのではとの懸念を宥めるのに役立つと主張している。

同会議で、EU は、自らの努力は、現行 WTO ルールの見直しを必ずしも必要としないが、指針がこれらの分野を明確化出来るか否かについて取組むべきであると発言した。しかし、この EU の要求は、環境及び公衆衛生を保護するため通常の貿易ルールに例外を認めている GATT20 条の修正の可能性を排除していない。

しかし EU の論拠は、この例外が拡大され、より貿易制限的な措置を可能にするのではと心配する途上国の懸念を鎮めていない。途上国は、現行の任意ラベルを超えた環境ラベルの拡張も臨んでいないし、政府がそのようなラベルに制裁を加えることを可能にする特別な貿易ルールを開発することに興味も示していない。WTO 規則と多国間環境協定どのように関係付けるかについて、両者に対立があるとして WTO 紛争解決手続きに持ち込まれたケースが無いことから、先験的なルール(priori rule)を定める必要性に関して懐疑的な向きもある。その結果、EU 加盟を控える東欧諸国、ノルウェー、及び交渉議題を幅

広くするために EU と共同で努力する日本を除いて、EU は環境問題で殆ど支持を獲得していない。

D. 競争政策

競争政策に関して、米国は新たな交渉に引き続き反対している。米国は懐疑的な態度を公言するとともに、他の加盟国が表明した懸念のいくつかを共有すると発言した。米国は、投資よりも強く本件に反対していると思われる。EU は、競争を交渉の対象にしようとする最も強硬な提唱者であるが、本件について自らの産業界の支持さえも獲得できていない。

将来の競争ルールに関する会合では広範囲に及ぶ反対があり、インド、パキスタン、インドネシア、マレーシア、香港、シンガポール、ガーナ、トリニダード・トバゴ及びその他の国々が競争に関する新たなルールに反対した。南アフリカ、ブラジル、チリを含むその他の国は、懸念を表明した。例えば、香港は、身の丈を超えた競争法を保持させる要件は、自国の法律及び憲法の体系に反すると主張した。香港は、銀行及び通信分野で個別に競争問題に対処しているが、中核的な競争機関を持っていない。

競争に対する途上国の批判は以下の 3 つの領域に集中している。

- (1) **国内法の侵害**：競争ルールは、途上国を、無差別且つ透明性のある規則の採用に向かわせると言うよりむしろ、自国の競争法を制限し、複雑な要件に従わせることになる。
- (2) **市場が紛争に晒される可能性(Market contestability)**：途上国は新たな競争ルールの結果、貿易相手国に自国の物品及びサービス市場の開放性に異議を申し立てるもう一つ的手段を与え、自国市場がより多くの紛争に晒されることを恐れている。
- (3) **カルテルに焦点**：新たな競争ルールの及ぶ範囲は、ハード・コア・カルテルに焦点を当てるべく縮小されてきており、もはや途上国の第一の関心事項である多国籍企業の貿易歪曲的な慣行に取り組むものでなくなっている。

2001 年 6 月初旬に非公式討議部会で配布された将来の交渉のための議論の要素に関するノンペーパーは、競争ルールの難しさを強調している。紛争処理にどのように取り組むか加盟国間で合意が得られなかったことを受けて、同ペーパーは同問題を完全に避けて通っている。EU は、加盟国が無差別且つ透明性のある競争法を整備しない場合に紛争処理手続きに訴える可能性について主張した。しかし、カナダは、南アフリカなどの途上国から支持を得て、拘束力を持つ紛争処理手続きではなく、他の WTO 加盟国による審査 (peer review) を主張した。

さらに、同ペーパーは、電気通信などで分野別ルールが既に存在しているサービス分野にどのように競争ルールを適用するかについて触れていない。同ペーパーは、競争ルールを奨励する手段についての地域協力及び二国間協力に言及しているが、競争ルールと最恵国待遇を与える義務とをどのように合致させるかについて言及を避けている。同ペーパー

は、柔軟性及び途上国に対するキャパシティ・ビルディングの議論に紙面を割いているが、実際の約束に関しては、ハード・コア・カルテルと戦う約束に言及しているにすぎない。同ペーパーは、加盟国は法律を調和化する義務は無いと述べるとともに、無差別且つ透明性のある手続の議論を促進するとしている。

E. 投資ルール

2001年5月31日の投資に関する会合で、米国は、投資を議題とすべきか、或いは作業部会で引き続き検討するか確信が持てないでいると発言した。米国は、特に、投資ルールに関する多角的枠組みの方が二国間投資協定よりも投資者に高い保護を提供するかどうか疑っている。通商関係者は、今なお途上国からの反対に直面している投資の問題に政治的資本を投ずることに米国は二の足を踏んでいる、と示唆した。

中心的な提唱者であるEUと日本は、途上国からの支持を勝ち取るための努力として、投資インセンティブ、パフォーマンス要件、及び将来にあり得るTRIMs（貿易に関連する投資措置に関する協定）とSCM（補助金及び相殺措置に関する協定）との対立の調整に関する議論に着手した。投資ルールに関する交渉のための要綱の草案作りに関わっている加盟国は、これらの問題で意見が分裂したままである。5月31日の会議で、シンガポールは投資インセンティブに取り組む交渉を持つことに反対したが、アルゼンチンはこれに取り組むべきであると主張した。他方において、コロンビアとチリが投資に関する交渉に支持を表明した。

投資に関する非公式グループは、将来の投資ルールに向けた開発上の側面を綿密に練り上げ、新規投資の立ち上げに対する最恵国待遇義務の免除、並びに既に立ち上げられた投資に対する市場アクセスと内国民待遇の制限の可能性に門戸を開いた。開発上の側面の原則は、国際収支を維持するための努力に関連するセーフガードについての詳細な検討を要求している。この途上国に対する追加された柔軟性は、センシティブな分野を除外すること及び交渉の大詰めで「身を引く(opt out)」ことを途上国に可能するためのルールを構築する議論の最上位に置かれている。

しかしこの追加された柔軟性をもって途上国を説得することは出来なかった。例えば、インドは、投資を議題に含めることにきっぱりと反対し、マレーシアも同様に交渉の機が熟していないと発言した。

途上国は、例えセンシティブ分野の除外が可能であるとしても、多国間交渉の方が二国間投資協定よりも高い柔軟性を持つとすることに懐疑的である。また、多角的ルールが外国直接投資の増加をもたらすかどうかに対する疑念もある。さらに、本件に取り組む提唱者の努力にもかかわらず、地域或いは二国間投資協定との対立が解決されることはないであろうとの懸念が残っている。

F. 政府調達における透明性

WTO 加盟国は政府調達における透明性を議論しており、一般理事会の議長も本件に関して非公式な協議をこれから先の予定に入れると発言している。途上国はこの交渉が政府調達における市場アクセスを招来しないよう警告している。インドは、同国の複雑な連邦制構造からして、これを困難な問題であると指摘している。

G. 貿易円滑化

WTO 加盟国は貿易円滑化について議論している。本件は合意することが比較的容易な課題と見られている。しかし、途上国は、これが紛争解決手続きの対象となる新たなルールを強いるのではないかとの懸念を表明している。

ANNEX I : ドーハ閣僚会議に向けた米国産業の見解 (USTR パブリックコメント)

| 応答者 | 新ラウンドを支持 | 新ラウンドに反対 | 優先事項 | 懸念事項 |
|--|--|----------|---|------|
| DaimlerChrysler | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年内での完了 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非関税障壁 ・ WTO 投資ルール ・ WTO 環境ルール ・ 貿易円滑化 ・ 関税措置 ・ 現行協定の実施 ・ 紛争解決 | |
| AdvaMed (米国先端医療技術協会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関規則及び手続き ・ 早期関税引下げ ・ 政府調達における透明性 | |
| Business Software Alliance | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的所有権保護 ・ 市場アクセス ・ 分類 ・ サービス約束 | |
| NY Life | <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限の議題 ・ 短期間の交渉 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場アクセス ・ 透明性 ・ キャパシティビルディング | |
| Kodak | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業品関税 ・ AD/CVD 救済 | |
| National Association of Manufacturers (米国製造者協会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い議題 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行協定の実施 ・ 米-EU 関係 ・ 鉱工業品関税 ・ 政府調達 | |

| 応答者 | 新ラウンドを支持 | 新ラウンドに反対 | 優先事項 | 懸念事項 |
|---|---|----------|---|--|
| National Electrical Manufacturers Association (米国電気製造者協会) | 幅広い議題 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税撤廃 ・ エネルギーサービス自由化 ・ 政府調達 ・ 技術的障害 ・ MRAs ・ 中国 | |
| Coalition of Service Industries (サービス産業連盟) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い議題 ・ 2003 年まで完了 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの市場アクセス ・ 電子商取引自由化 ・ ITA I & II | |
| Motorola | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ITA I & II ・ 原産地規則 ・ 税関手続き ・ TBTs ・ 政府調達 ・ 電気通信サービス ・ 電子商取引 | |
| Bethlehem Steel Corp., LTV Steel Co., National Steel Co., US Steel Group. | 慎重な支持 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易救済法の再交渉を否定 |
| American Iron and Steel Institute (アメリカ鉄鋼協会) | 条件付き支持 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易救済法の再交渉或いは弱体化を否定 |

| 応答者 | 新ラウンドを支持 | 新ラウンドに反対 | 優先事項 | 懸念事項 |
|---|----------|----------|--|---|
| United Technologies | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業品市場アクセス ・ 補助金 ・ 政府調達 ・ 関税評価 ・ IP 保護 ・ 紛争解決 ・ 投資 | |
| Intellectual Property Committee (知的所有権委員会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ TRIPs 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的所有権問題の交渉を否定 |
| Telecommunications Industry Association (米国通信産業協会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準及び TBTs ・ ITA ・ 原産地規則 ・ 政府調達 ・ 電気通信サービス ・ 市場アクセス ・ 電子商取引 | |
| Joint Industry Group | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関手続き ・ 原産地規則 ・ 透明性 ・ 繊維及び繊維製品に関する協定 ・ 政府調達 ・ 電子商取引 | |
| 応答者 | 新ラウンドを支持 | 新ラウンドに反対 | 優先事項 | 懸念事項 |
| Mattel | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期関税自由化 ・ 鉱工業品関税 ・ 電子商取引 ・ 税関手続き | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| Automotive Trade Policy Council (米国自動車通商政策評議会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ TRIMS 実施 ・ 非関税措置 ・ 投資 ・ サービス | |
| Semiconductor Industry Association (米国半導体工業会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業品関税 ・ ITA ・ 電子商取引 ・ TRIPs 実施 ・ サービス ・ 投資 ・ 原産地規則 | <ul style="list-style-type: none"> ・ AD 或いは競争を交渉することに反対 |
| AFL-CIO (米労働総同盟産別会議) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境、公共安全、人権、労働者の権利 |
| Pharmaceutical Research and Manufacturers of America (米国製薬工業協会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ TRIMs 実施 ・ SPS ・ サービス ・ 市場アクセス ・ 政府調達 ・ 政府腐敗 ・ 税関問題 ・ 関税問題 ・ TRIPs | |

| 応答者 | 新ラウンドを支持 | 新ラウンドに反対 | 優先事項 | 懸念事項 |
|---|--|----------|---|---|
| American Apparel and Footwear Association (米国アパレル履物協会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ アパレル業界からは強い支持 ・ 非ゴム履物業者は中立的 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場アクセス ・ 透明性 ・ 非関税障壁 | |
| Federal Express | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 ・ 関税 ・ 競争政策 | |
| US Council for International Business (米国国際ビジネス評議会) | 幅広い議題 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施 ・ 関税 ・ 電子商取引 ・ 電気通信 ・ 付加価値サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行約束の再交渉に反対 ・ 労働基準の議論に反対 |
| Timken | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定遵守 ・ サービス自由化 ・ 鋳工業品市場アクセス ・ TRIMs 実施 ・ 関税評価協定実施 ・ 補助金協定実施 ・ 政府調達 ・ 透明性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ AD 又は補助金協定の交渉に反対 ・ 競争政策に関する交渉に反対 |

| 応答者 | 新ラウンドを支持 | 新ラウンドに反対 | 優先事項 | 懸念事項 |
|--|--|----------|---|--|
| Torrington Company | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス自由化 ・ 鉱工業品市場アクセス ・ 紛争解決手続きの透明性 ・ 通知義務 ・ パブリック・アクセス ・ 政府調達 ・ 電子商取引 | <ul style="list-style-type: none"> ・ AD 或いは補助金協定の交渉に反対 |
| American Chemical Council (米国化学工業協会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い支持 ・ 幅広い議題 ・ 交渉期間は 3 ~ 4 年以内 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税 ・ 非関税障壁 ・ 貿易円滑化 ・ 投資 ・ TRIPs ・ 貿易と環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行協定の再交渉に反対 ・ 労働基準に関する貿易制裁に反対 |
| International Insurance Council (米国国際保険評議会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場アクセス ・ 技術支援 ・ 中国 | |
| PriceWaterHouse-Coopers | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場アクセス ・ サービス | |

